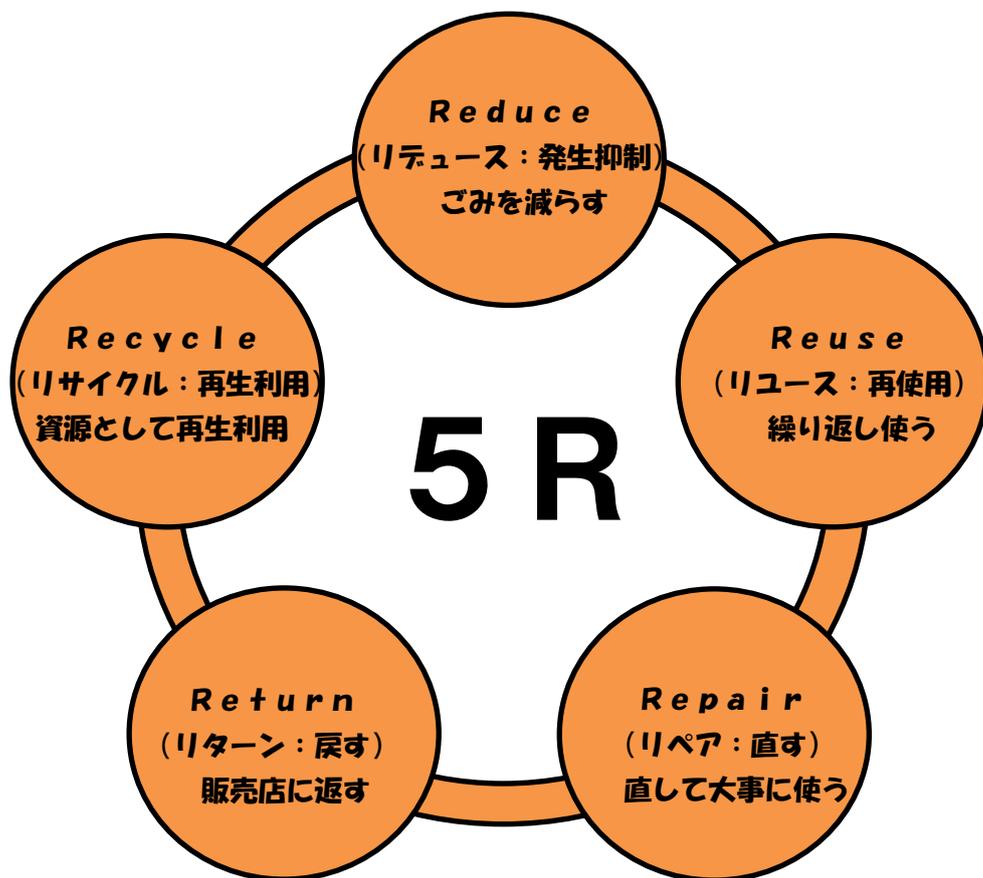


# 第2次 国立市循環型社会形成 推進基本計画

～多摩地域のトップランナーをめざして～  
2016（平成28）年度～2025（平成37）年度



2016（平成28）年4月

国立市

## はじめに

国立市では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を改め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会を形成するために、2006（平成18）年7月に「国立市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、環境負荷の低減、資源の有効利用を推進してまいりました。

しかしながら、これまで様々な取組みを展開し、市民の皆様のご理解とご協力をいただいているところではありますが、同じ状況下にある多摩地域各市と比べると、ごみの減量の取組みの成果としては遅れていると言わざるを得ません。

焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町、さらには沿線の住民の方々に負担をおかけしている状況にもあり、さらなる循環型社会の形成に向けてごみの減量に取り組んでいかねばならない状況といえます。

このような中、今回策定した「第2次国立市循環型社会形成推進基本計画」では、さらなるごみの減量が極めて重要な課題となっていることを踏まえ、内容の充実・強化を図りました。

今後は、計画に盛り込んだ施策等の実現のため、市としての取組みはもとより、市民の皆様と力を合わせながら、計画を推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりご尽力をいただきました「第9期国立市ごみ問題審議会」の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

2016（平成28）年4月

国立市長 佐藤 一夫

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	
1. 計画の概要	1
(1) 計画の基本方針	1
(2) 計画の期間と目標年度	1
(3) 計画の位置づけ	2
<b>第2章 市の概況</b>	
1. 市の位置・面積	3
2. 人口の推移	3
3. 産業構造	4
<b>第3章 ごみ処理の現状</b>	
1. ごみ処理の流れ	5
2. ごみ量について	7
(1) 総ごみ量について（資源を含む家庭系と事業系ごみ）	7
(2) 原単位（1人1日当たりごみ量）について	7
①総ごみ量（資源を含む家庭系と事業系ごみ）	
②家庭系ごみ量	
③事業系ごみ量	
3. ごみの資源化状況	10
(1) 総資源化率について	10
(2) 集団回収量について	10
4. ごみの中間処理について	10
(1) 可燃ごみ	10
(2) 不燃・資源ごみ等	11
(3) 粗大ごみ等	11
5. 最終処分について	12
6. ごみ処理経費について	13
<b>第4章 現状におけるごみ処理の課題</b>	
1. ごみの排出状況について	14
(1) ごみ排出量の比較について	14
(2) 家庭系ごみの組成について	14
2. 中間処理について	15
(1) 可燃ごみの中間処理について	15
(2) 不燃・資源ごみ等の中間処理について	16
(3) 粗大ごみ等の中間処理について	16

3. 最終処分について	16
4. 現状における課題のとりまとめ	18
<b>第5章 多摩地域のトップランナーをめざして</b>	
1. さらなるごみ排出抑制（くにたちE C Oプロジェクト（5 R））の推進	19
2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進	20
3. 循環型社会づくり・低炭素社会づくりの総合的な取組みの推進	20
4. 安全かつ安定的な処理、処分の取組みの推進	20
<b>第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標</b>	
1. 将来人口	21
2. 産業構造の推移	21
3. 具体的な数値目標	23
(1) ごみ・資源物総量の目標	23
1) 総ごみ排出量	23
2) 可燃ごみ量（収集及び持込み量：家庭系及び事業系）	24
3) 不燃ごみ量（収集及び持込み量：家庭系及び事業系）	24
4) 粗大ごみ量（収集及び持込み量：家庭系及び事業系）	24
5) 有害ごみ量（収集及び持込み量：家庭系及び事業系）	25
6) 資源ごみ量（収集及び持込み量：家庭系及び事業系）	25
7) 集団回収量	25
(2) 総資源化率の目標	25
(3) 焼却残灰排出量の目標	26
<b>第7章 循環型社会形成のための具体的な取組み</b>	
1. 各主体の役割分担	27
2. 施策の体系	28
3. 具体的な施策	29
(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	29
1) 発生抑制（リデュース）	29
①ごみ減量協力店の利用促進	
②マイバッグ、マイ箸等の利用促進	
③厨芥類の水切りの促進	
④生ごみ処理機器の普及促進	
⑤グリーン購入の促進	
2) 再使用（リユース）	31
①リサイクルインフォメーションの利用促進	
②フリーマーケット等の支援	
③リサイクル家具等販売の推進	
3) 直す（リペア）	33

①修理、修繕行動の促進	
4) 戻す（リターン）	33
①くにたちカードの利用促進	
②販売店等での資源回収の促進	
5) 再生利用（リサイクル）	34
①分別の徹底	
②集団回収の充実	
③廃食用油回収の推進	
(2) 事業系ごみの減量化・資源化	35
①事業系ごみの手数料の適正化	
②啓発・指導の推進	
③減量化・資源化の促進	
④市管理施設での減量施策の強化	
(3) 収集・運搬	37
①効率的な収集体制の推進	
②収集運搬による環境負荷の低減	
③安全かつ安定的な収集体制の確保	
④戸建住宅における収集方式の柔軟な対応	
⑤ごみ出し困難者への支援の検討	
(4) 中間処理	39
①適正な中間処理と安定的な管理運営	
②再資源化の推進	
③中間処理施設の延命化	
④処理困難物、感染症廃棄物等の適正処理の促進	
⑤非常時における相互支援	
(5) 最終処分	41
①焼却残灰排出量の削減	
(6) 制度、施策の充実等	42
①市民・事業者との協働の推進	
②啓発の推進	
③環境学習等の充実	
④拡大生産者責任の明確化	
⑤不法投棄対策の推進	
⑥資源物の持ち去り対策の推進	
⑦家庭ごみの有料化	

## 第8章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状	48
(1) 生活排水処理の概要	48
(2) し尿及び汚泥処理の現状	49

(3) 収集・運搬の現状	49
2. し尿及び汚泥処理量の予測	50
3. し尿及び汚泥処理量の目標	50
4. 施策の体系	50
5. 具体的な施策	51
(1) 啓発の推進	51
①公共下水道への接続の促進	
②適正な維持管理の促進	
(2) 収集・運搬	51
①処理手数料の適正化	
(3) 中間・最終処理	51
①環境センターの延命化	
②汚泥の再資源化製品の利用の促進	
③非常時における相互支援	

## 第9章 計画の進行管理

1. PDCA サイクルによる計画の進行管理	53
------------------------	----

# 第1章 計画の基本的事項

国立市循環型社会形成推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づく市の一般廃棄物の処理計画であるとともに、「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」第15条第1項の規定に定める「循環型社会形成推進計画」です。

## 1. 計画の概要

### (1) 計画の基本方針

ごみ問題は、今や世界的に重要な環境問題となってきました。

国は2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会構築に向けて進み出しましたが、社会の仕組みを大きく変えるまでには至っていません。

私たちは、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきました。とくに地球温暖化を助長する二酸化炭素や有害化学物質の排出量は、地球の浄化能力の許容量をはるかに超え、今や危機的状況にあります。生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務です。

私たち国立市で暮らす人々は、環境負荷を低減し、資源の有効利用を進め、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために、市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいきます。

廃棄物にかかる施策の優先順位としては、1.発生抑制（リデュース）、2.再使用（リユース）、3.再生利用（リサイクル）、4.無害化処理等中間処理、5.最終処分とします。

### (2) 計画の期間と目標年度

2016（平成28）年度から2025（平成37）年度の10年間を第2次計画対象期間として、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度を第1期目標計画期間、2021（平成33）年度から2025（平成37）年度を第2期目標計画期間とします。

なお、第1期目標計画期間の最終年度である平成32年度に平成31年度までの各種の進捗状況の検証（点検・評価・見直し）を行い、この検証に応じて第2期目標の内容を見直します。

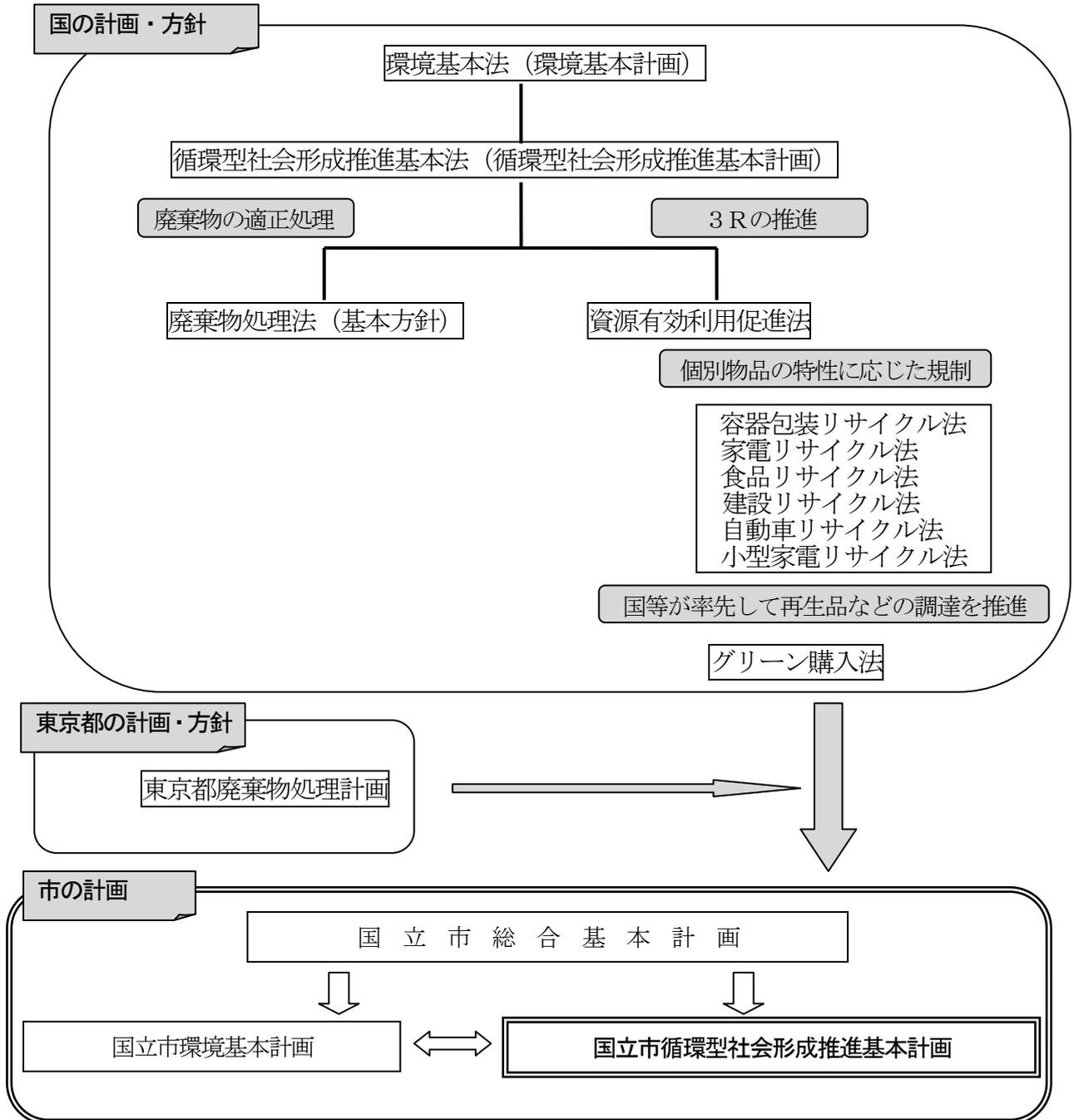
計画期間：2016（平成28）年度から2025（平成37）年度（10年間）

第1期計画期間  
2016（平成28）～2020（平成32）年度

第2期計画期間  
2021（平成33）～2025（平成37）年度

### (3)計画の位置づけ

この基本計画の位置づけ及び他の計画等との関係は次のとおりです。



## 第2章 市の概況

### 1. 市の位置・面積

国立市は、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

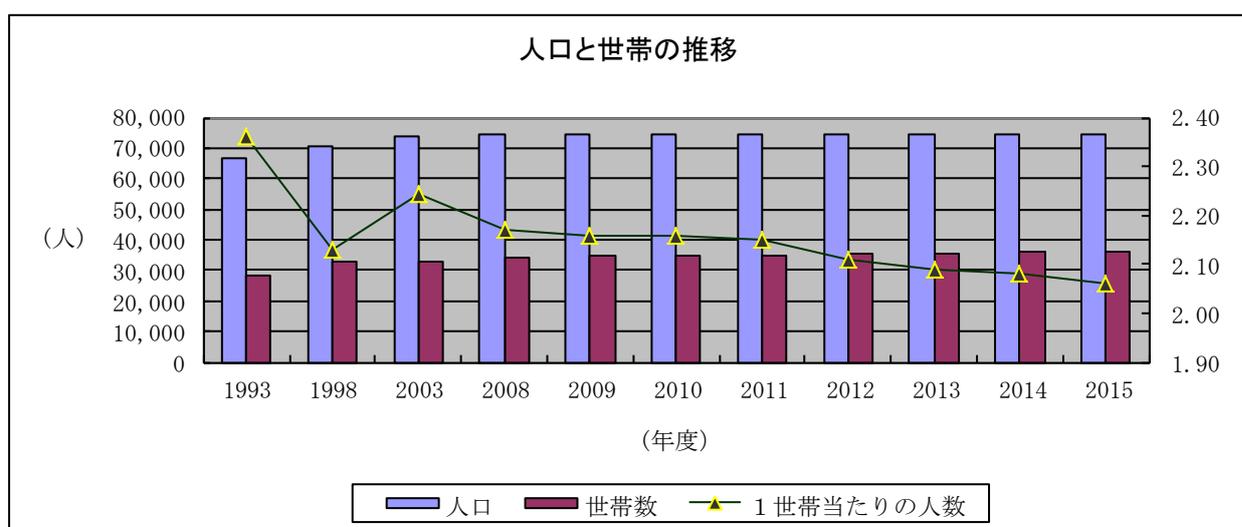
東経139度27分、北緯35度41分、標高74m（基点は市役所）

面積は8.15km<sup>2</sup>、東西2.3km、南北3.7kmとなっています。

### 2. 人口の推移

単位：人（各年10月1日現在）

年	1993 平成5年	1994	1995	1996	1997	1998 平成10年	1999	2000	2001	2002
人口	66,834	66,676	66,824	67,351	68,509	70,278	71,530	72,362	72,911	73,251
世帯数	28,294	27,950	28,123	28,744	29,481	33,018	31,987	31,558	32,200	32,587
1世帯当たりの人数	2.36	2.39	2.38	2.34	2.32	2.13	2.24	2.29	2.26	2.25
年	2003 平成15年	2004	2005	2006	2007	2008 平成20年	2009	2010	2011	2012
人口	73,644	73,616	73,479	73,641	74,177	74,258	74,364	74,623	74,606	74,627
世帯数	32,844	33,679	33,884	33,544	34,074	34,296	34,487	34,609	34,654	35,448
1世帯当たりの人数	2.24	2.19	2.17	2.20	2.18	2.17	2.16	2.16	2.15	2.11
年	2013 平成25年	2014	2015							
人口	74,508	74,520	74,768							
世帯数	35,623	35,783	36,264							
1世帯当たりの人数	2.09	2.08	2.06							



国立市の人口は、1950年代以降急激に増加し、1960年代の公団住宅建設により1966（昭和41）年には5万人を突破し、その後も微増傾向で1998（平成10）年に7万人を超え、2007（平成19）年以降は7万4千人台で推移しています。

### 3. 産業構造

国立市の事業所数及び従業者数等

	産業大分類	事業所数		従業者素（人）	
		事業所数	割合	従業者素	割合
第一次産業	農業・林業	1	0.04%	3	0.01%
	漁業	1	0.04%	1	0.01%
	計	2	0.08%	4	0.02%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.00%	0	0.00%
	建設業	173	6.55%	1,108	4.26%
	製造業	70	2.65%	877	3.37%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.04%	4	0.02%
	情報通信業	59	2.23%	446	1.71%
	運輸業、郵便業	52	1.97%	2160	8.30%
	計	355	13.45%	4,595	17.66%
第三次産業	卸売業、小売業	639	24.20%	6,274	24.11%
	金融業、保険業	20	0.76%	410	1.58%
	不動産業、物品賃貸業	308	11.67%	957	3.68%
	学術研究、専門・技術サービス業	147	5.57%	1,097	4.22%
	宿泊業、飲食サービス業	352	13.33%	3,002	11.54%
	生活関連サービス業、娯楽業	243	9.20%	1,192	4.58%
	教育、学習支援業	150	5.68%	3,547	13.63%
	医療、福祉	264	10.00%	3,187	12.25%
	複合サービス事業	12	0.45%	138	0.53%
	サービス業（他に分類されないもの）	148	5.61%	1,619	6.22%
計	2,283	86.48%	21,423	82.33%	
総数	2,640	100%	26,022	100%	

※「平成24年経済センサス活動調査」平成24年2月1日現在（「公務」は調査対象外）

統計くにたち平成25年版から引用（一部加工）

国立市の産業構造は、第一次産業への従事者が4人と極めて少なく、第二次産業が約18%を占める4,595人、第三次産業が約82%を占める21,423人となっています。

また、事業者数では卸売業、小売業が639事業所で約24%を占め最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が352事業所、不動産業、物品賃貸業が308事業所、医療、福祉が264事業所の順となっています。

従業員数では事業所数に対比する形で、卸売業、小売業が6,274人で約24%を占め最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が3,002人、医療、福祉が3,187人の順となっています。

なお、事業者数が3番目に多かった不動産業、物品賃貸業の従業者数としては約4%を占める957人と少なく、変わって教育、学習支援事業の事業所数は約6%を占める150事業所と少ないものの従業者数としては約14%を占める3,547人と多いという状況にあります。

## 第3章 ごみ処理の現状

### 1. ごみ処理の流れ

市内の各一般家庭から排出されたごみ処理の流れを次頁に示します。

可燃ごみは、収集後、稲城市にある多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入し、焼却処理、再資源化されます。焼却残灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合が管理運営する二ツ塚処分場で埋立処分されていましたが、2006（平成18）年7月からのエコセメント化施設の本格稼働に伴い、セメントの原料としてリサイクルしています。

粗大ごみ、木・枝・葉等は、収集後、清掃分室に搬入しています。なお、粗大ごみは環境センターに直接持ち込むことも可能です。

再生可能な自転車や家具等はリサイクルセンターで清掃、修理を行いリサイクル品として整備しています。

家電製品は選別し、清掃分室で解体が可能な粗大ごみは解体を行い、金属くず等の選別を行います。なお、清掃分室での解体が不可能なものは環境センターにて破碎処理し、可燃ごみ、金属、ガラス、陶磁器くず、製品プラスチック類等に選別します。布団は再生業者へ売却、木・枝・葉等は再生業者へ処分しています。

不燃ごみ、製品プラスチック、プラスチック製容器包装、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、有害・危険物は、収集後、環境センターに搬入しています。

不燃ごみは、家電製品、金属、ガラス、陶磁器くず等に選別して、処分委託業者に引き渡しています。

製品プラスチックは、選別後に再生業者に売却し、資源物であるびん、缶、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんと缶は再生事業者へ売却、その他のびんとペットボトルはプラスチック製容器包装ごみを加え、容器包装リサイクル法に則り指定事業者へ引き渡しています。

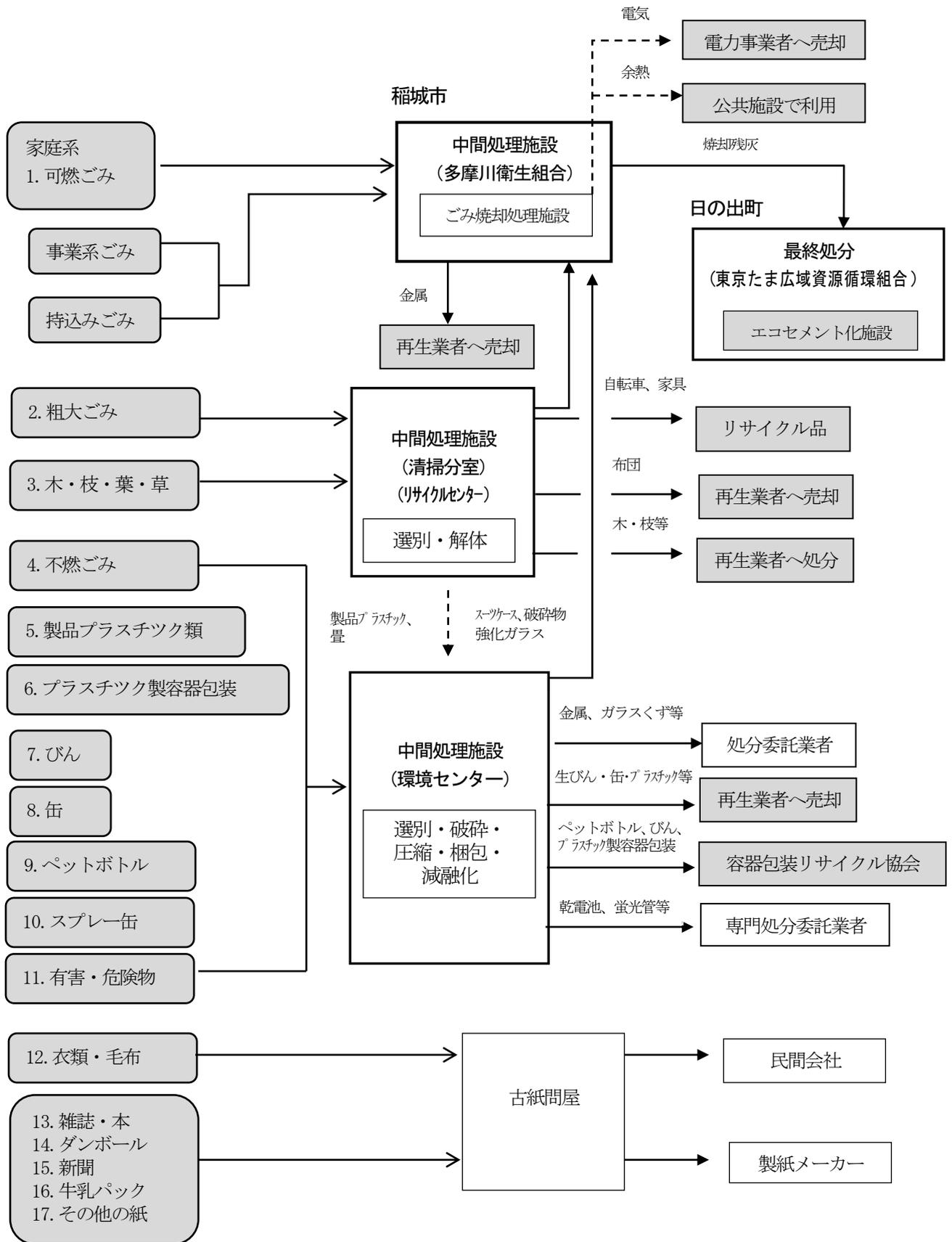
加えて、有害ごみの乾電池、廃蛍光管等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し適切な処理を行っています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋へ引き渡しています。

事業者から排出されるごみは、1日の平均排出量が10kg以上の場合は国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理となり、1日の平均排出量が10kg未満の場合には市の有料ごみ処理袋による市の収集ルートで処理する方法か、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理のどちらかの選択となっています。

なお、事業者が自ら多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入することも可能です。

# ごみ処理の流れ



※処分委託業者等においてもその後のリサイクル等の取組みあり

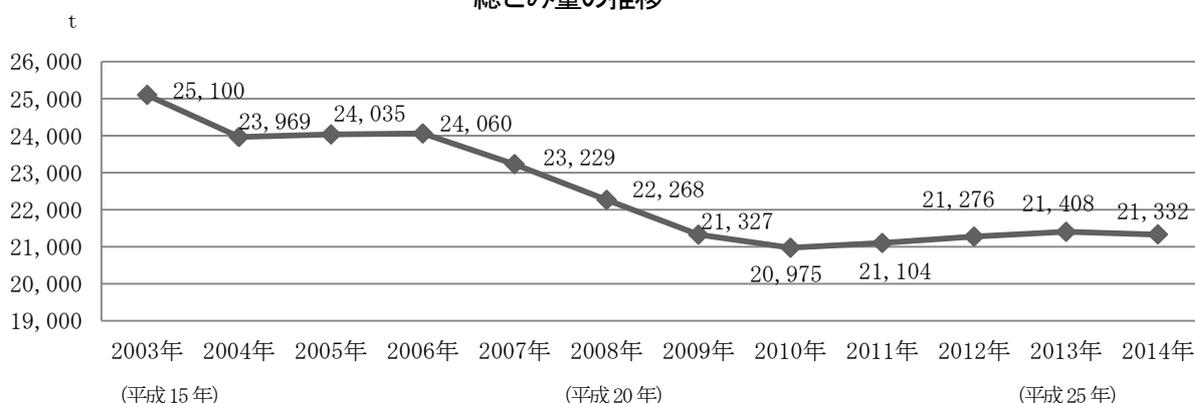
## 2. ごみ量について

### (1) 総ごみ量について（資源を含む家庭系と事業系ごみ）

2003（平成15）年度に家庭用せん定枝等の申込制戸別収集及び資源化、2004（平成16）年度に廃食用油の拠点回収、2008（平成20）年度にプラスチック製容器包装の分別収集及び資源化、2010（平成22）年度に資源物の直接買取事業を開始し、2010（平成22）年度に二ツ塚最終処分場への埋立ごみの搬入量のゼロを達成し現在に至っています。

国立市の総ごみ量は、2004（平成16）年度から2ヶ年は約24,000tの横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成22）年度には20,975tまで減りましたが、以降は微増し、横ばいの傾向にあります。

総ごみ量の推移



多摩地域ごみ実態調査（表1）

### (2) 原単位(1人1日当たりごみ量)について

#### ① 総ごみ量（資源を含む家庭系と事業系ごみ）

国立市の総ごみ量の原単位（1人1日当たりのごみ量）は、ごみ量の推移に比例し、2004（平成16）年度から3年間は890g/人日台の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成22）年度には770.1g/人日まで減りましたが、以降は微増傾向にあります。

種類別ごみ量の推移

年度	2003 平成15	2004	2005	2006	2007	2008 平成20	2009	2010	2011	2012	2013 平成25	2014
可燃ごみ (t)	16,670	15,917	15,963	15,979	15,804	15,147	14,422	14,202	14,359	14,502	14,370	14,471
不燃ごみ (t) ※1	2,800	2,708	2,719	2,747	2,585	1,881	1,679	1,677	1,728	1,715	1,802	1,725
粗大ごみ (t)	680	774	688	611	694	619	548	601	592	644	595	577
有害ごみ (t)	25	24	26	27	26	26	21	24	26	26	25	25
資源物 (t) ※2	4,925	4,546	4,639	4,696	4,120	4,595	4,657	4,471	4,399	4,389	4,616	4,534
総ごみ量 (t)	25,100	23,969	24,035	24,060	23,229	22,268	21,327	20,975	21,104	21,276	21,408	21,332
人口 (人) (10月1日)	73,644	73,616	73,479	73,641	74,177	74,258	74,364	74,623	74,606	74,627	74,508	74,520
1人1日当たり 排出量 (g)	931.2	892.0	896.2	895.1	855.6	821.6	785.7	770.1	773.0	781.1	787.2	784.3

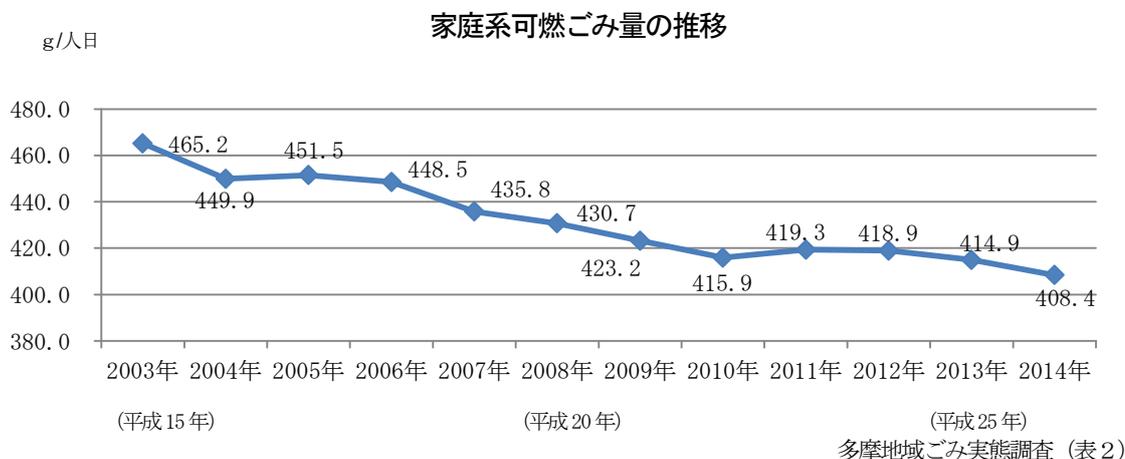
※1：平成20年度からプラスチック製容器包装を除く

※2：平成20年度からプラスチック製容器包装を含む

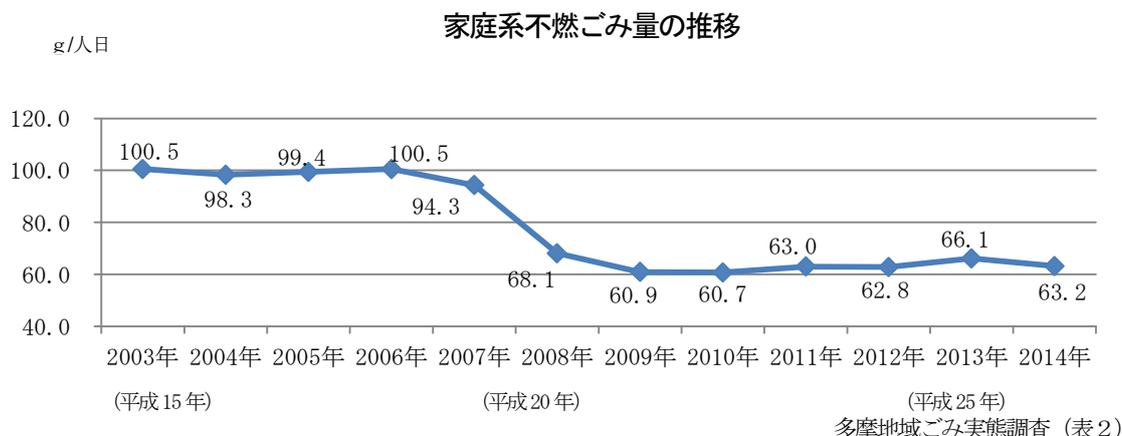
多摩地域ごみ実態調査（表1）

## ②家庭系ごみ量

家庭系可燃ごみ量は、2004（平成 16）年度から 2ヶ年は 450g/人日台の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2011（平成 22）年度には 415.9g/人日となりましたが、以降は微増し横ばいの後減少傾向にあります。



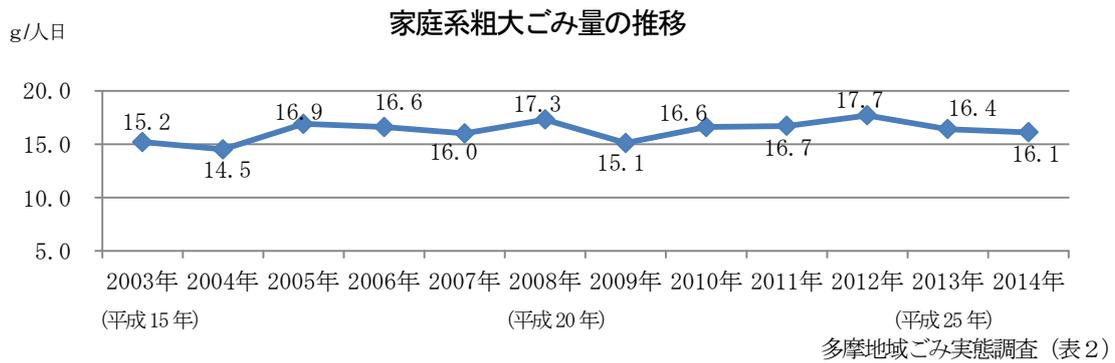
家庭系不燃ごみ量は、2003（平成 15）年度から 3ヶ年は 100g/人日前後の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成 22）年度には 60.7g/人日まで減りましたが、以降は微増の横ばいの傾向にあります。



家庭系資源ごみ量は、2003（平成 15）年度以降 150～180g/人日台の範囲での横ばいで推移しています。

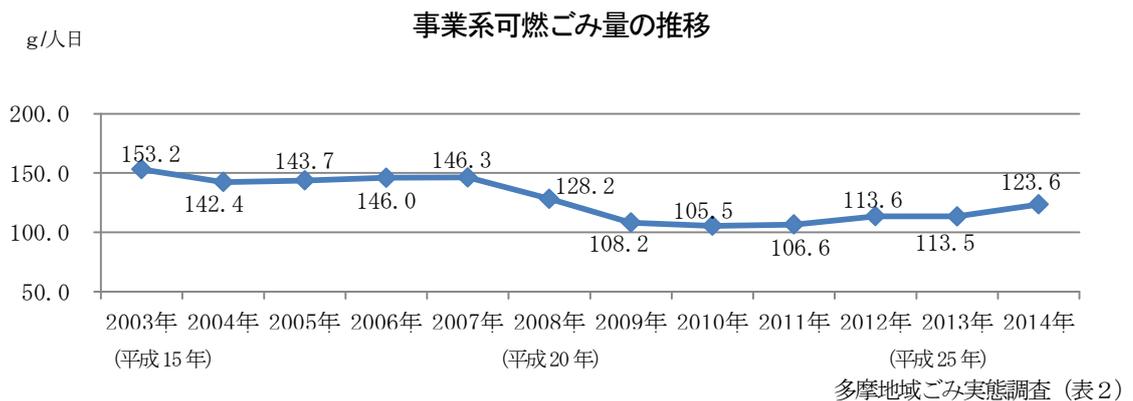


家庭系粗大ごみ量は、2003（平成 15）年度以降 14～17g/人日台の範囲での横ばいで推移しています。

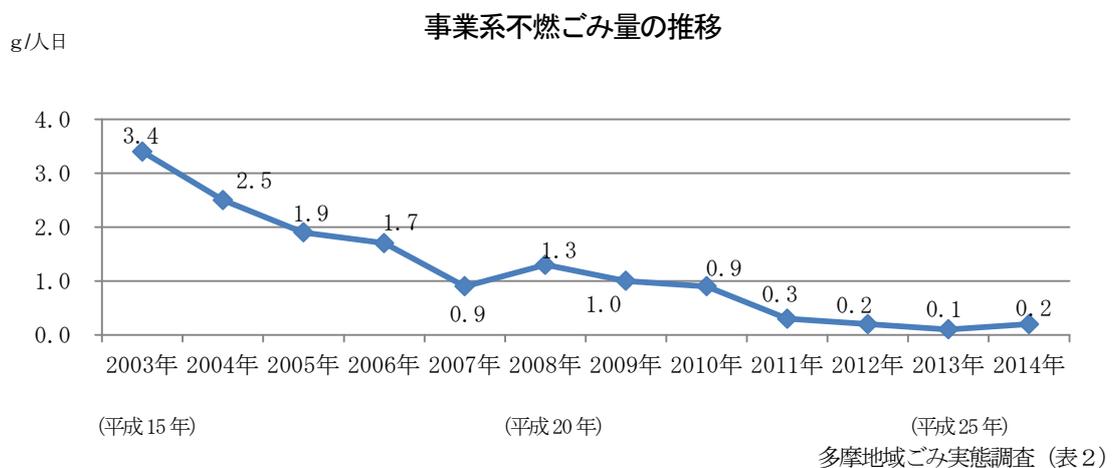


### ③事業系ごみ量

事業系可燃ごみ量は、2003（平成 15）年度から 4 年間ほぼ 150g/人日前後の横ばいの状態が続き、その後 2010（平成 22）年度には 105.5g/人日まで減りましたが、以降は微増傾向にあります。



事業系不燃ごみ量は、減少傾向が続き、近年は横ばいで推移しています。



### 3. ごみの資源化状況

#### (1) 総資源化率について

資源物の収集、集団回収量及び中間処理施設での資源回収を合わせた量を総ごみ量と集団回収量の合計量で除した総資源化率は、2000（平成 12）年度には 33.7%と多摩地域 26 市中最も高い順位でしたが、それ以降、30%から 35%台の範囲で推移し、順位を下げています。

単位：%

年度	2000 平成 12	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 平成 20	2009	2010	2011	2012	2013 平成 25	2014
資源化率	33.7	30.9	30.4	30.2	32.4	31.5	35.6	35.8	33.8	32.9	32.8	35.6	35.1
順位	1	8	9	10	20	24	16	16	22	24	24	19	19

※順位は、多摩地域 26 市中上からの順位を示す。

多摩地域ごみ実態調査（表 17）

#### (2) 集団回収量について

集団回収による回収量は、2007（平成 19）年度以降約 1,400 t 台で推移していましたが、近年は約 1,300 t 台に減少しています。

近年、集団回収の支援、育成に努め集団回収団体数は増加していますが、回収量は逆に減少しています。これは新聞紙等紙類媒体の発生量の減少や回収前の持ち去りなども主な要因として考えられます。

単位：t

年度	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 平成 20	2009	2010	2011	2012	2013 平成 25	2014
回収量	1,376	1,230	1,246	1,204	1,416	1,447	1,471	1,456	1,401	1,349	1,322	1,262
団体数	61	64	55	55	59	60	64	65	66	70	71	76

多摩地域ごみ実態調査（表 29）

### 4. ごみの中間処理について

#### (1) 可燃ごみ

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で稲城市、狛江市、府中市、国立市の 4 市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。

#### クリーンセンター多摩川の概要

所在地	東京都稲城市大丸 1528 番地
敷地面積	22,366.58 m <sup>2</sup>
竣工	平成 10 年 3 月
可燃処理設備	処理能力：450 t/日（150 t 炉×3 基）炉形式：全連続燃焼式（ストーカ炉） 発電方式：蒸気タービン方式（最大 6,000Kw/h） 余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外への高温水（約 130℃）の供給



## (2)不燃・資源ごみ等

不燃ごみ等は、市内南部地域にある環境センターで、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、ビン、缶、ペットボトルに分別し、破碎処理後圧縮等の処理を行い、再生業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいます。

### 環境センターの概要

所在地	国立市谷保 3643 番地ほか
敷地面積	5,157 m <sup>2</sup>
竣工	平成元年 1 月
破碎処理能力	30 t / 日 (5h)



環境センター (全景)



びん、缶の手選別の様子

## (3)粗大ごみ等

粗大ごみ等は、市内南部地域にある清掃分室で、解体処理等を行い再生業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいます。

また、再生可能な自転車や家具等をリサイクル品として整備しています。

### 清掃分室の概要

所在地	国立市谷保 3, 139 番地
敷地面積	1,283 m <sup>2</sup>
建築年	昭和 55 年



清掃分室 (全景)

## 5. 最終処分について

最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っています。

2006（平成 18）年 7 月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組みも進んだこともあり、埋め立てはリサイクル化ができない不燃ごみのみとなりました。

なお、2010（平成 22）年度からは国立市の埋立ごみの搬入はありません。

### 二ツ塚処分場の概要

位 置	東京都西多摩郡日の出大字大久野字玉の内
面 積	用地面積:約 59.1ha 開発面積:約 33.3ha (埋立地 18.4ha、管理施設等 14.9ha) 残存緑地面積:約 25.8ha
埋 立 容 量	全体埋立容量:約 370 万 m <sup>3</sup>
埋 立 期 間	平成 10 年 1 月～平成 40 年 3 月 (予定)
埋 立 進 捗 率	44.7% (平成 26 年度 年間進捗率 0.1%未満)

### エコセメント化施設の概要

場 所	東京都西多摩郡日の出大字大久野 7642 番地 (二ツ塚処分場内)
面 積	施設用地面積:約 4.6ha
施 設 規 模	焼却残さ等の処理量:約 300 t (日平均) エコセメント生産量:約 430 t (日平均)
処 理 対 象 物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰 二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
施 設 稼 働	平成 18 年 7 月

注 1 焼却残さ:焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注 2 溶融飛灰:灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注 3 分割埋立:埋め立てられた焼却残さの再処理(エコセメント化)を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残さと不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋め立てを開始



二ツ塚処分場



エコセメント化施設

## 6. ごみ処理経費について

2014（平成26）年度のごみ処理経費は、約11億7,000万円で、市の一般会計歳出額の約4.1%を占め、1人当たりのごみ処理経費としては約16千円です。

### ごみ処理経費の推移

単位：千円

年 度	2008 平成20	2009 平成21	2010 平成22	2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26
収 集 運 搬 費	296,765	295,770	318,429	318,230	315,907	316,902	327,447
中間処理費(可燃)	731,065	758,436	734,446	605,158	552,984	411,982	412,732
中間処理費(不燃)	145,734	96,252	96,163	104,854	98,082	136,584	109,705
最 終 処 分 費	128,460	127,816	131,976	131,373	127,515	130,459	112,654
人 件 費	139,539	133,304	129,164	119,632	101,278	112,422	116,953
そ の 他 の 経 費	124,629	124,852	101,683	83,554	85,806	93,856	92,373
合 計 (ごみ処理費)	1,566,192	1,536,430	1,511,861	1,362,801	1,281,572	1,202,205	1,171,864
一般会計歳出額	24,020,030	25,630,200	25,436,548	25,374,037	26,563,103	25,660,705	28,454,195
一般会計に占める割合 (%)	6.5	6.0	5.9	5.4	4.8	4.7	4.1
4月1日人口(人)	73,803	74,251	74,329	74,432	74,265	74,381	74,303
1人当たりごみ処理費	21	21	20	18	17	16	16

## 第4章 現状におけるごみ処理の課題

### 1. ごみの排出状況について

#### (1)ごみ排出量の比較について

2014（平成26）年度の1人1日当たりのごみ量を多摩地域26市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は784.3g/人日で、収集量が多い順から4番目の状況にあります。

家庭系ごみにおいては655.3g/人日で、多摩地域26市中収集量が多い順から7番目、事業系ごみは128.9g/人日で多摩地域26市中収集量が多い順から8番目です。

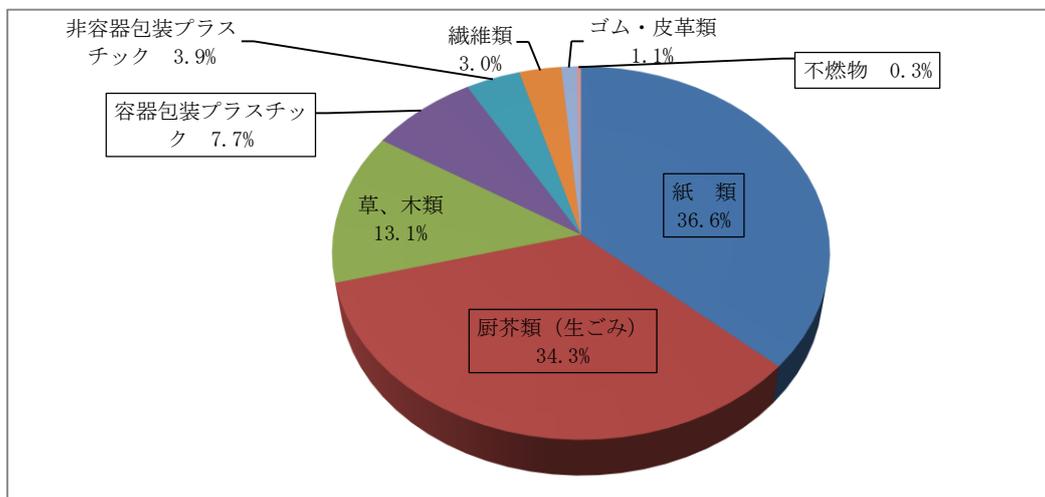
多摩地域26市の平均と比べると多い状況にあります。

#### (2)家庭系ごみの組成について

家庭系可燃ごみの中には紙類が36.6%、厨芥類（生ごみ）が34.3%、含まれている現状から、紙類と厨芥類（生ごみ）の減量が求められます。

特に36.6%の紙類のうち13.8%がリサイクル可能なものが含まれており、7.7%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものが見受けられます。

2014（平成26）年度 家庭系可燃ごみの組成

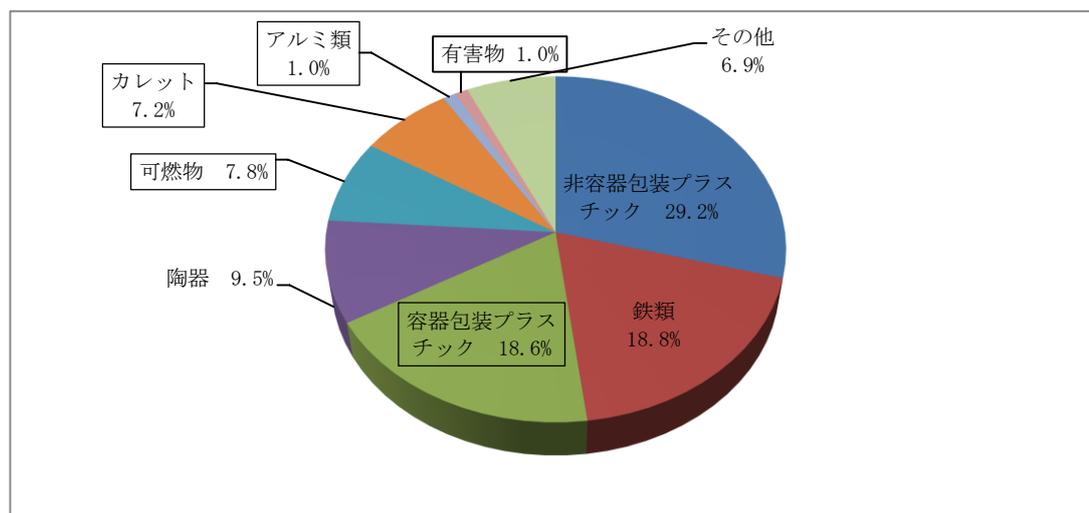


不燃物（金属・ガラス・土砂・陶器）

家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが18.6%、カレットが7.2%、アルミ類が1.0%含まれています。

さらには、可燃ごみ、不燃ごみの中にそれぞれ可燃物、不燃物が含まれている状況や不燃ごみの中にアルミ類、有害物が含まれている状況から分別の徹底が求められます。

## 2014（平成26）年度 家庭系不燃ごみの組成



## 2. 中間処理について

### (1) 可燃ごみの中間処理について

稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却を行っています。組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、前々年の10月から前年の9月までの組合に搬入されるごみ量に応じて算出されます。

また、1998（平成10）年度の稼働開始から17年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の稲城市民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

### 構成市における焼却処分量の推移

単位：g/人日

年度	2003 平成15	2004	2005	2006	2007	2008 平成20	2009	2010	2011	2012	2013 平成25	2014
稲城市	753.8	705.2	641.2	655.3	634.5	615.3	594.6	586.4	579.0	575.2	566.3	568.2
狛江市	693.7	693.9	638.6	585.3	577.0	564.5	543.4	533.2	524.2	511.7	506.1	492.2
府中市	756.0	747.7	736.3	701.0	613.8	608.1	591.2	461.3	468.1	468.9	468.0	460.1
国立市	725.1	697.8	702.5	708.6	681.2	627.4	598.0	586.3	591.6	598.5	593.8	595.4

多摩地域ごみ実態調査（表10）

### 国立市の焼却残灰発生量等の推移

単位：t

年度	2008 平成20	2009	2010	2011	2012	2013 平成25	2014
発生量	1,861.5	1,743.2	1,580.3	1,703.9	1,713.9	1,509.4	1,527.0
内訳							
東京たま広域搬出	809.5	743.3	689.2	740.2	710.9	547.7	555.1
灰溶融処理等	1,052.0	999.9	891.1	963.7	823.0	961.7	972.0

※灰溶融処理等は2016（平成28）年8月に終了予定

## (2)不燃・資源ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある環境センターは、1989（平成元）年度の稼働開始から 26 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。また、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

## (3)粗大ごみ等の中間処理について

市内の南部地域にある清掃分室は、1980（昭和 55）年の建築から 35 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。また、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

## 3. 最終処分について

最終処分は、日の出町にある国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、搬入実績累積量等に応じて算出されます。

また、1998（平成 10）年度の二ツ塚処分場の稼働開始から 15 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の日の出町民の負担と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺や沿線住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

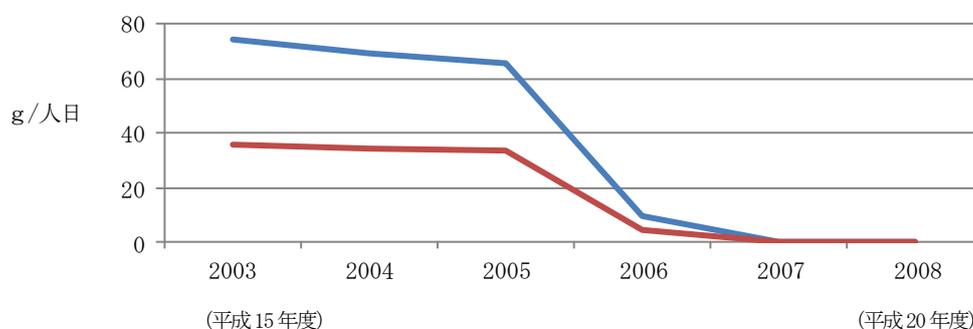
構成団体における焼却残灰埋立処分量の推移

単位：g/人日

	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 以降 平成 20 以降
25 市 1 町平均	74.5	69.2	65.6	9.7	0.2	0.0
国立市	35.7	34.3	33.3	4.3	0.0	0.0

多摩地域ごみ実態調査（表 10）

構成団体における焼却残灰埋立処分量の推移

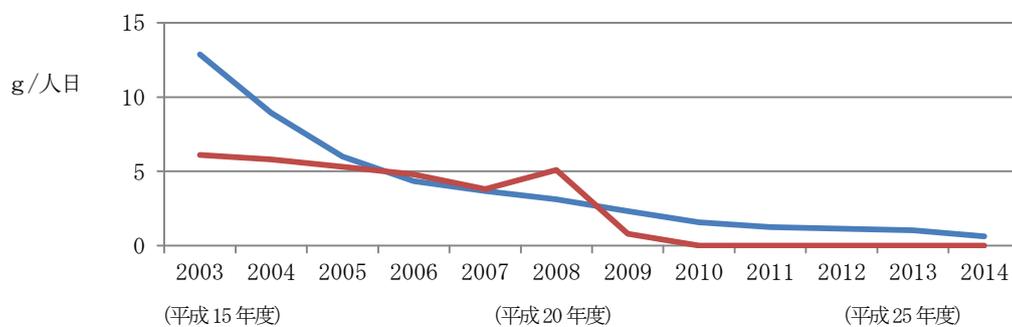


### 構成団体における不燃ごみ埋立処分量の推移

単位：g/人日

	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 平成 20	2009	2010	2011	2012	2013 平成 25	2014
25市1町平均	12.9	8.9	6.0	4.4	3.7	3.1	2.3	1.6	1.3	1.1	1.0	0.6
国立市	6.1	5.8	5.3	4.8	3.8	5.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

多摩地域ごみ実態調査(表 10)



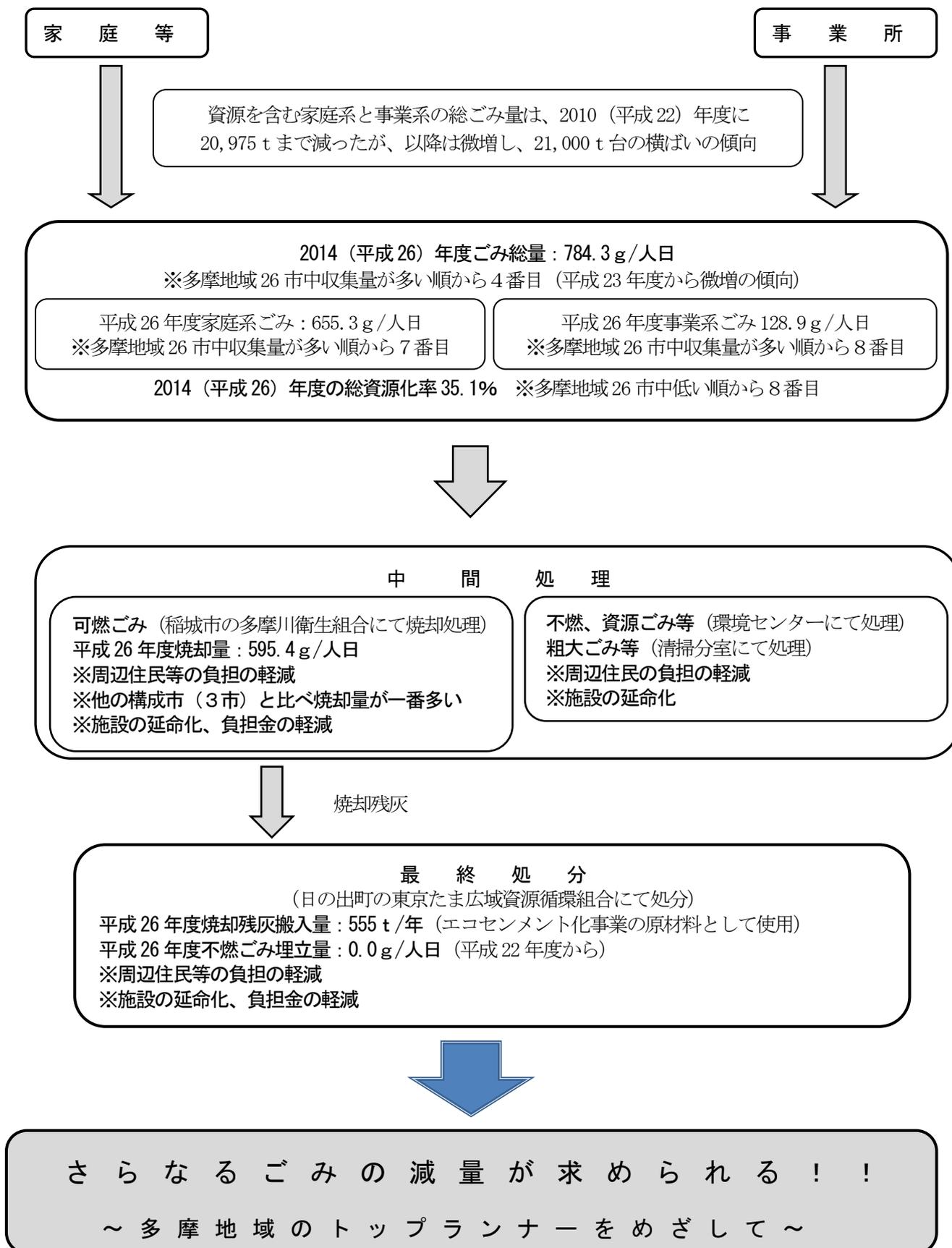
### 国立市の焼却残灰搬入量の推移

単位：t

	2007	2008 平成 20	2009	2010	2011	2012	2013 平成 25	2014
国立市	823	810	743	689	740	711	548	555

## 4. 現状における課題のとりまとめ

現状における課題をとりまとめますと、次のようなフローが描かれ、基本計画で示されている多摩地域のトップランナーを目指すべく、さらなるごみの減量が求められます。



## 第5章 多摩地域のトップランナーをめざして

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町に依存している状況にあります。中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取り組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかねばならない状況といえます。

### 1. さらなるごみ排出抑制(くにたちECOプロジェクト(5R))の推進

減量の取り組み等によって、家庭系ごみは10年前からは減少傾向等にはありますが、多摩地域26市と比較すると排出量は多い状況であり、家庭系可燃ごみの中の多くを占める厨芥類と紙類の状況からも減量、資源化を進める必要があります。

「食べ物の消費期限切れや食べ残しを少なくする」、「生ごみをひと絞りする」、「レジ袋を遠慮する」といった少しの行動の変化でも、多くの市民の努力があれば確実にごみの減量につながり、環境負荷の抑制になります。

生活全体においてくにたちECOプロジェクト(5R)のさらなる浸透、推進を図り、5Rの実践を通してのごみの排出量の減量と資源の有効利用が進むことで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現につながるための施策を進める必要があります。

#### 1つめのR:発生抑制(Reduce(リデュース))

まず、ごみになるものを減らすことが大切です。

例：マイバッグを持参しレジ袋を遠慮する。マイ容器を使用する。

不必要な容器包装、過剰包装は遠慮する。試供品、不要なものは貰わない。

エコ・クッキングなどの調理の工夫をする。生ごみは水切りをしてから出す。

生ごみの堆肥化に取り組む。レンタル品を活用する。

##### エコ・クッキング

エコ・クッキングは東京ガス(株)の登録商標です。

環境のことを考えて、買い物、料理、片付けをすること。例えば、余分なものを買わない、まだ食べられる食品を捨てない、作り過ぎない、野菜の皮などを捨てずに活用する、残り物を別の料理にアレンジする等を実践することで、環境負荷の低減につながる。

#### 2つめのR:再使用(Reuse:リユース)

次に、新たなごみを発生させないために、使い捨てにせず物を大切に使い、繰り返し、長く使用することが大切です。

例：不用品は、リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーなどリユース市場の有効活用に努める。

リターナブルびんを利用する。詰替用製品を使用する。

#### 3つめのR:直す(Repair:リペア)

あわせて、新たなごみを発生させないために、修理、修繕しながら物を大切に使い、長く使用することが大切です。

例：壊れたものは修理、修繕をして長く使用する。

## 4つめのR:戻す(Return:リターン)

あわせて、新たなごみを発生させないために、使用済み製品を販売店に返すことも大切で、EPR（拡大生産者責任）の推進にもつながります。

例：新聞は、販売店回収を活用する。使用後は購入先に返す。

### EPR（拡大生産者責任）

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

## 5つめのR:再生利用(Recycle:リサイクル)

前までの4つのRを行っても出てしまう不用品も、分別してリサイクルすることで有効利用できます。

例：資源を正しく分別し、回収場所に出す。生ごみを堆肥化する。

地域の集団回収やスーパー等の店頭回収など、様々なリサイクル活動に参加する。

## 2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

多摩地域 26 市の中で比較すると排出量が多い状況にあります。また、家庭ごみの有料化を実施していないことから、少量排出事業者が家庭ごみとして市の収集に排出する場合も考えられ、ごみ収集量を押し上げる原因となる可能性もあります。

今後の事業系ごみ量の推移を留意し、その排出状況に努めるとともに事業者によるごみ減量・資源化が推進されるよう、排出指導を行うなどの施策を進めることが必要です。

## 3. 循環型社会づくり・低炭素社会づくりの総合的な取組みの推進

中間処理として多摩川衛生組合での焼却処理により発生するエネルギーや焼却残灰を有効利用し、循環型社会を構築するとともに、二酸化炭素など温室効果ガスの削減による地球温暖化対策の点からも可燃ごみのさらなる減量と収集運搬の効率化を進める必要があります。

また、最終処分としてエコセメント化事業を開始し、焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルしていますが、安定したエコセメント事業の稼働も重要となります。さらに、焼却の中間施設、最終処分場の設置を他の自治体に依存していることから、さらなるごみの減量、資源化を推進していく必要があります。

## 4. 安全かつ安定的な処理、処分の取組みの推進

不法投棄、不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、市民、事業者、市が一体となった取組みを進めることが必要です。

また、東日本大震災や大島町の災害においては、大量の災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。これらを踏まえ、災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を始め、環境保全と安全かつ安定的な処理、処分の取組みを強化する必要があります。

## 第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

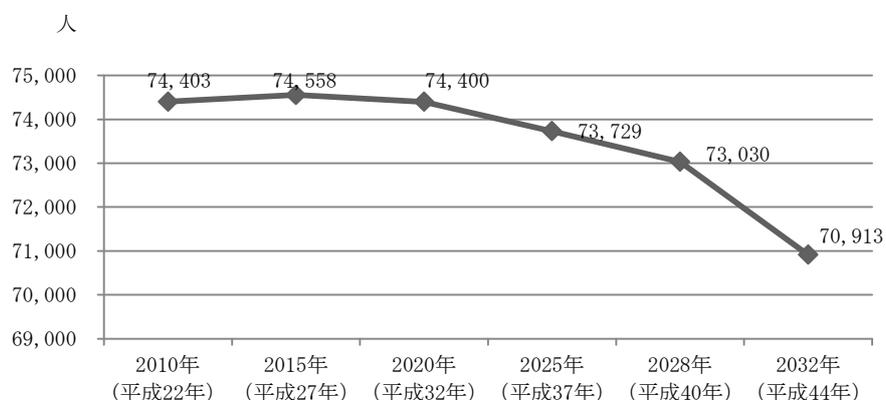
### 1. 将来人口

国立市総合基本計画における将来人口の推計結果に基づく将来人口は次のとおりです。

単位：人

年度	2015 実績 平成 27	2020 平成 32	2025 平成 37
将来人口	74,558	74,400	73,729

将来人口の推移



単位：人

年度	2010 平成 22	2015 平成 27	2020 平成 32	2025 平成 37	2028 平成 40	2032 平成 44
0-14 歳	9,288	8,864	8,912	8,900	8,818	8,116
15-64 歳	51,080	49,607	48,282	46,823	45,367	41,154
65-74 歳	7,473	8,288	8,471	8,056	8,367	10,589
75 歳以上	6,562	7,799	8,775	9,950	10,478	11,054
計	74,403	74,558	74,400	73,729	73,030	70,913

### 2. 産業構造の推移

事業所の推移は、総数としては2,640事業所で2001（平成13）年と比べて11事業所の増加にあります。内容としては、第一次産業では2事業所が増え、第二次産業では特に製造業が減少する一方で情報通信業が増え、第三次産業では卸売、小売業が減少する一方で不動産業、物品賃貸業や医療・福祉系が増えています。

## 事業所数の推移

	産業大分類	2001 (平成 13) 年調査	2012 (平成 24) 年調査	増減等
第一次産業	農業・林業	0	1	1 増
	漁業	0	1	1 増
	計	0	2	2 増
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
	建設業	168	173	5 増
	製造業	89	70	19 減
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	1	3 減
	情報通信業	30	59	29 増
	運輸業、郵便業	48	52	4 増
	計	339	355	16 増
第三次産業	卸売業、小売業	775	639	136 減
	金融業、保険業	18	20	2 増
	不動産業、物品賃貸業	217	308	91 増
	学術研究、専門・技術サービス業	0	147	※
	宿泊業、飲食サービス業	372	352	20 減
	生活関連サービス業、娯楽業	0	243	※
	教育、学習支援業	169	150	19 減
	医療、福祉	218	264	46 増
	複合サービス事業	14	12	2 減
	サービス業 (他に分類されないもの)	507	148	※ (31 増)
	計	2,290	2,283	7 減
	総 数	2,629	2,640	11 増 (0.4%増)

「公務」は対象外

※調査年の産業大分類項目の違いにより、サービス業（他に分類されないもの）の比較は、2012年の※の合計値との比較としている。(147+243+148) - 507 = 31

### 3. 具体的な数値目標

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行い、最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め25市1町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っており、他の自治体に依存している状況にあります。

2014（平成26）年度の1人1日当たりのごみ量を多摩地域26市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は収集量が多い順から4番目で、家庭系ごみにおいては収集量が多い順から7番目、事業系ごみは収集量が多い順から8番目です。

これまで様々な取組みを展開し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただいているところではありますが、同じ状況下にある多摩地域各市と比べると、ごみの減量の取組みの成果としては遅れていると言わざるを得ません。

本基本計画の「多摩地域のトップランナーをめざして」のサブタイトルを達成するために、現状において早急な対応の必要のあるごみ減量に向けて、多摩地域の自治体の取組みや市内から収集されるごみの組成などの現状を見据えて、目標数値を設定します。

#### (1)ごみ・資源物総量の目標

##### 1)総ごみ排出量

	2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
総ごみ排出量	835.8 g/人日	720.4 g/人日 H25 対比 13.8%減	701.3 g/人日 H25 対比 16.1%減
	22,730 t/年	19,563 t/年 H25 対比 13.9%減	18,872 t/年 H25 対比 17.0%減

総ごみ排出量には、収集、持込みによるごみの排出量と資源物排出量、さらに集団回収量が含まれます。

ごみの排出は減量目標であり、集団回収を含めた資源物は増量目標であることから、合算しますと減量、資源化の努力が見えにくくなりますので、1人1日当たりの総ごみ排出量を例に次のように区分します。

##### ①ごみ（収集、持込みによる可燃、不燃、粗大、有害ごみ）

2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
617.5 g/人日	488.9 g/人日 H25 対比 20.8%減	456.5 g/人日 H25 対比 26.1%減

##### ②資源物（収集による資源ごみと集団回収量）

2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
218.3 g/人日	231.5 g/人日 H25 対比 6.0%増	244.8 g/人日 H25 対比 12.1%増

## 総ごみ処理量の見込み

単位：1人1日当たりごみ量（g/人日）、総ごみ量（t/年）、人口（人）

	2013（平成25）年度実績		2020（平成32）年度見込み		2025（平成37）年度見込み	
	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量
可燃ごみ量	528.4	14,370	422.7	11,479	396.3	10,665
不燃ごみ量	66.3	1,802	46.4	1,260	43.1	1,159
粗大ごみ量	21.9	595	19.1	519	16.4	441
有害ごみ量	0.9	25	0.7	19	0.7	19
小計	617.5	16,792	488.9	13,277	456.5	12,284
資源ごみ量	169.7	4,616	182.4	4,953	195.2	5,253
集団回収量	48.6	1,322	49.1	1,333	49.6	1,335
小計	218.3	5,938	231.5	6,386	244.8	6,588
計	835.8	22,730	720.4	19,669	701.3	18,872
人口	74,508（10/1現在）		74,400		73,729	

### 2)可燃ごみ量(収集及び持込み量:家庭系及び事業系)

可燃ごみ量の5年後の2020（平成32）年度の目標数値は、2013（平成25）年度対比20.0%減の422.7g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年度の目標値は、2013（平成25）年度対比25.0%減の396.3g/人日を目標値として設定します。

	2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
可燃ごみ量	528.4g/人日	422.7g/人日 H25対比20.0%減	396.3g/人日 H25対比25.0%減
内訳	家庭系 414.9g/人日 事業系 113.5g/人日	家庭系 331.9g/人日 事業系 90.8g/人日	家庭系 311.2g/人日 事業系 85.1g/人日

### 3)不燃ごみ量(収集及び持込み量:家庭系及び事業系)

不燃ごみ量の5年後の2020（平成32）年度の目標数値は、2013（平成25）年度対比30.0%減の46.4g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年度の目標値は、2013（平成25）年度対比35.0%減の43.1g/人日を目標値として設定します。

	2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
不燃ごみ量	66.3g/人日	46.4g/人日 H25対比30.0%減	43.1g/人日 H25対比35.0%減
内訳	家庭系 66.1g/人日 事業系 0.2g/人日	家庭系 46.3g/人日 事業系 0.1g/人日	家庭系 43.0g/人日 事業系 0.1g/人日

### 4)粗大ごみ量(収集及び持込み量:家庭系及び事業系)

粗大ごみ量の5年後の2020（平成32）年度の目標数値は、2013（平成25）年度対比12.8%減の19.1g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年度の目標値は、2013（平成25）年度対比25.0%減の16.4g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 年度実績	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
粗大ごみ量	21.9 g/人日	19.1 g/人日 H25 対比 12.8%減	16.4 g/人日 H25 対比 25.0%減
内 訳	家庭系 16.4 g/人日 事業系 5.5 g/人日	家庭系 14.3 g/人日 事業系 4.8 g/人日	家庭系 12.3 g/人日 事業系 4.1 g/人日

## 5)有害ごみ量(収集及び持込み量:家庭系及び事業系)

有害ごみ量の5年後の2020(平成32)年度と10年後の2025(平成37)年度の目標値は、第一次基本計画の目標値を踏襲し、0.7g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 年度実績	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
有害ごみ量	0.9 g/人日	0.7 g/人日 H25 対比 22.2%減	0.7 g/人日 H25 対比 22.2%減
内 訳	家庭系 0.9 g/人日 事業系 0.0 g/人日	家庭系 0.7 g/人日 事業系 0.0 g/人日	家庭系 0.7 g/人日 事業系 0.0 g/人日

## 6)資源ごみ量(収集及び持込み量:家庭系及び事業系)

資源ごみ量の5年後の2020(平成32)年度の目標数値は、2013(平成25)年度対比7.5%増の182.4g/人日を目標値として設定し、10年後の2025(平成37)年度の目標値は、2013(平成25)年度対比15.0%増の195.2g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 年度実績	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
資源ごみ量	169.7 g/人日	182.4 g/人日 H25 対比 7.5%増	195.2 g/人日 H25 対比 15.0%増
内 訳	家庭系 169.7 g/人日 事業系 0.0 g/人日	家庭系 182.4 g/人日 事業系 0.0 g/人日	家庭系 195.2 g/人日 事業系 0.0 g/人日

## 7)集団回収量

集団回収量については、近年減少傾向にありますが、集団回収事業の強化拡大を目指し、5年後の2020(平成32)年度の目標数値は、2013(平成25)年度対比1.0%増の49.1g/人日を目標値として設定し、10年後の2025(平成37)年度の目標値は、2013(平成25)年度対比2.0%増の49.6g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 年度実績	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
集団回収量	48.6 g/人日	49.1 g/人日 H25 対比 1.0%増	49.6 g/人日 H25 対比 2.0%増

## (2)総資源化率の目標

各種目標数値により算出された総資源化率を目標値とします。

5年後の2020(平成32)年度の目標数値は、2013(平成25)年度対比4.9ポイント増の35.6%を目標値として設定し、10年後の2025(平成37)年度の目標値は、2013(平成25)年度対比6.7ポイント増の42.3%を目標値として設定します。

年度	総ごみ量	集団回収	資源ごみ	収集後 資源化	総資源化 量計	総資源化 率
2013 (平成 25)	835.8	48.6	169.7	79.2	297.6	35.6%
2020 (平成 32)	720.4	49.1	182.4	62.6	294.1	40.8%
2025 (平成 37)	701.3	49.6	195.2	58.4	303.2	43.2%

### (3) 焼却残灰排出量の目標

2006 (平成 18) 年 7 月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組みも進んだこともあり、埋立はリサイクル化ができない不燃ごみのみとなっています。国立市は 2010 (平成 22) 年度に埋立ゼロを達成し、継続しています。

しかし、焼却残灰はエコセメント化施設にて処理されていますので、焼却残灰の排出量について、5 年後の 2020 (平成 32) 年度の目標数値は、2013 (平成 25) 年度対比 20.8% 減の 1,195.1 t を目標値として設定し、10 年後の 2025 (平成 37) 年度の目標値は、2013 (平成 25) 年度対比 26.1% 減の 1,115.9 t を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 年度実績	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
焼却残灰排出量	1,509.4 t	1,195.1 t H25 対比 20.8% 減	1,115.9 t H25 対比 26.1% 減
内 訳	東京たま広域排出 547.7 t 多摩川衛生組合排出 961.7 t	—	—

※多摩川衛生組合の灰溶融処理等は 2016 (平成 28) 年 8 月に終了予定

## 第7章 循環型社会形成のための具体的な取組み

### 1. 各主体の役割分担

本基本計画の基本方針を実現し、循環型社会の形成のためには、市民、事業者、市が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組みを行い協働することが重要です。

#### 【市の役割】

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取組みを促進します。

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②計画の基本方針や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ③一般廃棄物の安全かつ安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。
- ⑤ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境学習を行う。
- ⑥廃棄物処理業者等の指導や育成を行う。
- ⑦拡大生産者責任の強化に関して要望を通じて働きかける。
- ⑧自らも事業者として循環型社会の形成に向けた取組みを行う。

#### 【市民の役割】

- ①商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に心がける。
- ②商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用するよう心がける。
- ③可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルに心がける。
- ④ごみの排出に当たっては、減量化や分別に努めるとともに、適正なルートでの排出を心がける。
- ⑤地域での資源集団回収への協力、販売店への返却、不用品の売却や交換に心がける。

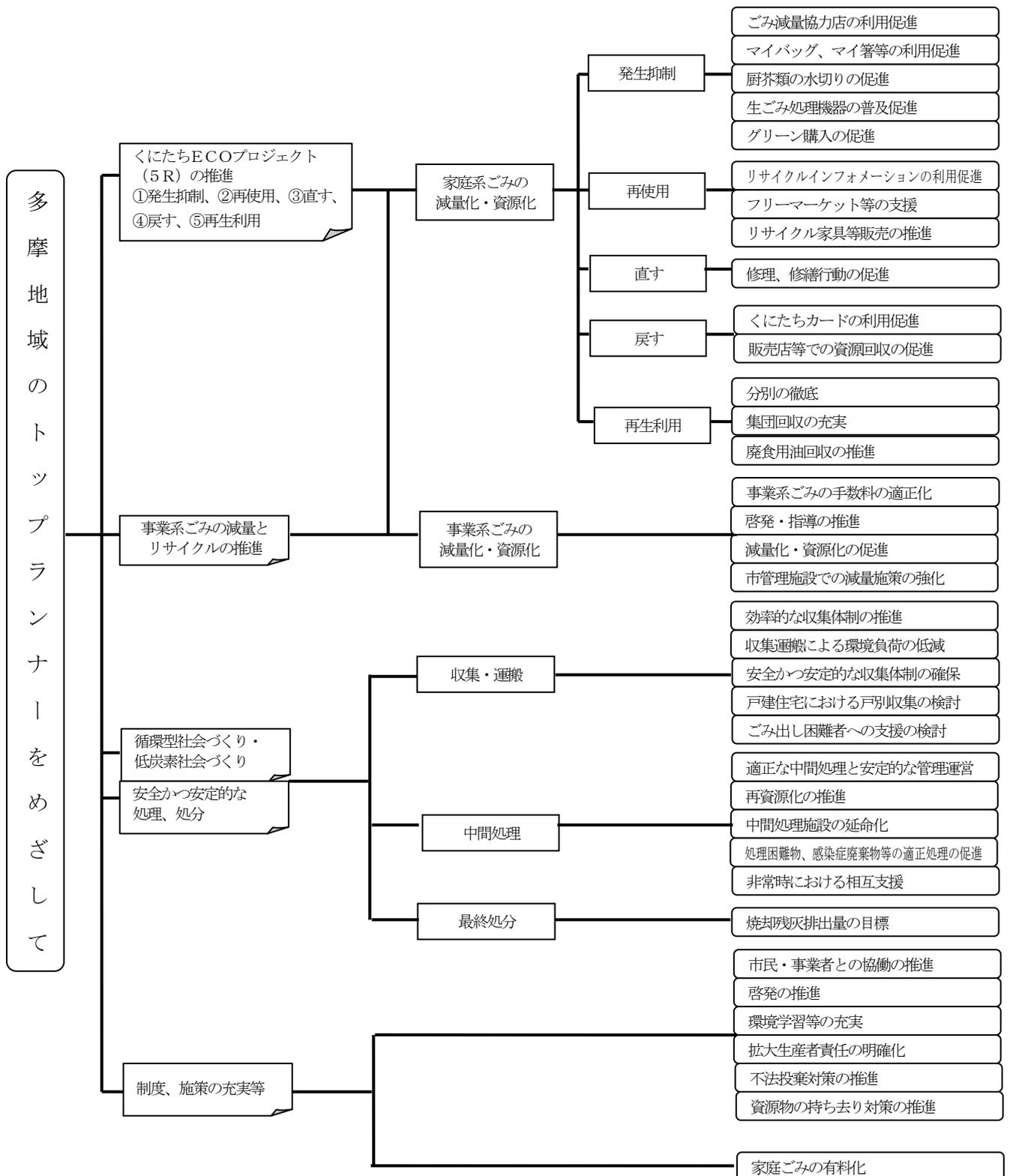
#### 【事業者の役割】

- ①環境に配慮した事業活動に努め、自ら排出するごみの発生抑制に努めるとともに、自らの責任においてごみの適正な処理を行う。
- ②製造事業者等は、拡大生産者責任を踏まえ事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。  
環境配慮設計の徹底、繰り返し使用できる製品への転換、簡易包装の推進、リサイクルの推進など
- ③小売事業者は、消費者に近い事業者として一般廃棄物の削減にかかる取組みへの貢献に努める。  
レジ袋の削減、リユース、リサイクル製品の積極的な販売、量り売り等の推進、簡易包装の推進、店頭回収、マイバッグの奨励など
- ④廃棄物処理業者は、廃棄物を貴重な資源として捉え循環利用に努めるとともに、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の高度化に努める。

## 2. 施策の体系

循環型社会形成のための取組みの方向、各主体の役割分担を踏まえ、この基本計画を具現化していくために施策の体系を設けます。

なお、廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、④適正な処分を行うとされており、ごみの排出抑制は最優先に検討すべきものと考えます。



### 3. 具体的な施策

#### (1) 家庭系ごみの減量化・資源化

##### 1) 発生抑制(リデュース)

###### ① ゴミ減量協力店の利用促進

市民が不必要と考えていても、店頭で商品が過剰に包装されていると、結局はゴミとなるものを購入せざるを得ません。このような過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励やレジ袋の有料化、資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店を「ゴミ減量協力店」として認定しています。

買い物の時からゴミ減量の意識向上のために「ゴミ減量協力店」の利用の促進を呼びかけます。

現在、市内 43 店舗の小売店を「ゴミ減量協力店」として認定して、ホームページで公表していますが、さらなる協力店の拡充を図るとともに、認定店での取組成果を公表するなどの仕組みづくりを検討します。

###### ② マイバッグ、マイ箸等の利用促進

すぐにごみになるもの、不要なものは断るという行動を広げるためにマイバッグの持参やマイ箸等の利用の促進を呼びかけます。

10 月はリデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R 推進月間）です。

市民及び事業者に対し、3R（廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に関する理解と協力を求めるために、これまでも小売店舗、市民との協働で実施しているマイバッグキャンペーンを実施しています。

また、毎月 5 日を「レジ袋 NO デー」と定めていますので、マイバッグキャンペーンの継続強化と合わせて積極的な啓発を進めることとします。

###### ③ 厨芥類の水切りの促進

2014（平成 26）年度の組成分析では、家庭系可燃ごみの中には厨芥類（生ごみ）が 34.3%含まれています。生ごみの大部分が水分ですので、生ごみの水分が多いとごみ自体の重量が増すこととなり、さらに焼却処分する際に大変効率が悪くなります。

「生ごみは一絞りして水切りを行う」という啓発を引き続き強化するとともに、「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」といったエコ・クッキングの工夫や発生抑制の啓発を進めます。

###### ④ 生ごみ処理機器の普及促進

1992（平成 4）年度から生ごみ堆肥化容器購入費の助成、1997（平成 9）年度から 2011（平成 23）6 月まで電動式生ごみ処理機購入費の助成を、2011（平成 23）年度か

らは公民館と連携を図りバクテリア de キューロの作成講座事業、2013（平成 25）年度からは発酵促進剤であるアスカマンの無料配布によるモニター事業、2014（平成 26）年 2 月からミニ・キューロのモニター事業を実施しました。

これまでの助成等を行ったごみ処理容器等の台数の累計は 1,689 台となりましたが、普及率としては約 4.6%であり、さらなる普及拡大が求められます。

特にミニ・キューロは、国立市版仕様であり使用も簡易であるため、平成 2015（平成 27）年度から生ごみ堆肥化容器購入費の助成相当額を適用し求めやすい価格にて販売しており、さらなる普及拡大を進めます。

### 生ごみ処理容器等普及実績

単位：件、ほか

年度	助成事業		公民館講座 バクテリア de キューロ	無償提供 (モニター事業) ミニ・ キューロ	計 (累計)	普及率	無償提供 (モニター事業) アスカマン
	堆肥化容器 コンポスト	電動処理機					
1992 平成 4	不詳				不詳	不詳	
平成 5	271				271 (271)	約 1.0%	
平成 6	167				167 (438)	約 1.6%	
平成 7	59				59 (497)	約 1.8%	
平成 8	85				85 (582)	約 2.0%	
1997 平成 9	49	28			77 (659)	約 2.2%	
平成 10	63	31			94 (753)	約 2.4%	
平成 11	41	38			79 (832)	約 2.5%	
平成 12	14	42			56 (888)	約 2.8%	
平成 13	4	48			52 (940)	約 2.9%	
平成 14	11	11			22 (962)	約 2.9%	
平成 15	35	12			47 (1,009)	約 3.0%	
平成 16	14	37			51 (1,060)	約 3.2%	
平成 17	15	64			79 (1,139)	約 3.4%	
平成 18	15	43			58 (1,197)	約 3.5%	
平成 19	11	38			49 (1,246)	約 3.6%	
平成 20	8	42			50 (1,296)	約 3.7%	
平成 21	27	37			64 (1,360)	約 3.9%	
平成 22	21	19			40 (1,400)	約 4.0%	
2011 平成 23	29	15	17		61 (1,461)	約 4.1%	
平成 24	21		13		34 (1,495)	約 4.2%	
2013 平成 25	26		15	21	62 (1,557)	約 4.4%	75
平成 26	16			116	132 (1,689)	約 4.6%	73
計	1,002	505	45	137	1,689		148

※公民館講座のバクテリア de キューロの件数は堆肥化容器の助成事業に含む。

#### ベランダ・de・キューロ（葉山町版）

サイズ：幅約 90 cm、高さ約 80 cm、奥行約 45 cm

#### 国立版ミニ・キューロ

サイズ：幅約 60 cm、高さ約 30 cm、奥行約 40 cm



## ⑤グリーン購入の促進

資源の循環のためグリーン購入法（環境への負荷ができるだけ少ないリサイクル品などの商品やサービスを選択し購入することを推進するための法律）が制定されています。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

環境に配慮した製品に表示されるエコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを周知するなどグリーン調達促進に努めます。

市では、日常の業務活動から生じる環境負荷を低減させるため、率先してグリーン購入を推進します。

エコマーク



グリーンマーク



再生紙使用マーク



### 家庭系ごみの減量化・資源化:発生抑制(リデュース)に関する活動内容

施策	活動内容
①ごみ減量協力店の利用促進	ごみ減量協力店の認定
	ごみ減量協力店の利用の促進の呼びかけ 認定店での取組成果の公表など
②マイバッグ、マイ箸等の利用促進	マイバッグキャンペーンの実施
	毎月5日の「レジ袋NOデー」の積極的な啓発
③厨芥類の水切りの促進	水切りの促進の啓発（重点項目）
	エコ・クッキングの工夫や発生抑制の啓発
④生ごみ処理機器の普及促進	バクテリア de キューロの作成講座事業の実施
	アスカマンのモニター事業の実施
	ミニ・キューロのモニター事業の実施（重点項目）
	ミニ・キューロの販売事業の実施（重点項目）
⑤グリーン購入の促進	グリーン調達促進の啓発（環境ラベルの周知）
	率先してグリーン購入を推進

## 2)再使用(リユース)

### ①リサイクルインフォメーションの利用促進

市は家庭で不用となった生活用品を再利用したい市民の方へ紹介するリサイクルインフォメーションを実施しています。近年の登録件数が減少傾向にあることからさらなる周知を図り利用の促進に努めます。

## ②フリーマーケット等の支援

市民の自主的で有効なリユースの場であるフリーマーケットやガレージセール開催と日常の再利用活動の促進のために、開催のお知らせの情報発信や開催にあたる施設等の使用の協力などの支援に努めます。

## ③リサイクル家具等販売の推進

再使用を促進するため、回収した粗大ごみの中からまだ使える自転車や家具を選び、リサイクルセンターで修理し、市民の方に販売しています。

自転車については、市内の自転車商組合加盟店4店舗とNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」で常時販売しており、家具等については「ゆーから」のみで常時販売しています。

そのほか、定期ではありませんが市主催の販売会も実施しています。

これらの販売については、市民の方からも好評をいただいております。引き続き継続するとともに、特に市主催の販売会の開催頻度を増やすなどの取組みを進めます。

また、NPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」のリサイクル家具等販売活動の推進を支援します。

さらに、現在、リサイクル家具等を常設展示・販売する拠点がなく、(仮称)リサイクルプラザの設置や粗大ごみの収集段階でまだリサイクル品として選別できるような仕組みづくりについても検討を行います。



リサイクル販売会（販売品の陳列）



リサイクル販売会（販売状況）

### 家庭系ごみの減量化・資源化・再使用(リユース)に関する活動内容

施策	活動内容
①リサイクルインフォメーションの利用促進	制度の周知
②フリーマーケット等の支援	開催のお知らせの情報発信
	開催にあたる施設等の使用の協力などの支援
③リサイクル家具等販売の推進	自転車商組合加盟店での販売
	「ゆーから」での常時販売
	市主催の販売会の実施（重点項目） （仮称）リサイクルプラザの設置
	粗大ごみ収集段階での選別可能な仕組みづくり

### 3)直す(リペア)

#### ①修理、修繕行動の促進

新たなごみを発生させないために、修理、修繕しながら物を大切に使い、長く使用することが大切です。また、買い替えるのではなく修理するなどして長く使用すると愛着も出てきます。「ものを大切にする心」の意識醸成の促進のために情報の発信や関係団体との連携支援に努めます。

#### 家庭系ごみの減量化・資源化:直す(リペア)に関する活動内容

施策	活動内容
①修理、修繕行動の促進	情報の発信
	関係団体との連携支援

### 4)戻す(リターン)

#### ①くにたちカードの利用促進

国立市商工会が発行するくにたちカードにエコロジーポイントという制度があります。現在、145 店舗が加盟しており、毎月第3木曜日にきれいに洗って乾かした牛乳パックを加盟店のうちの9店舗の取扱い店舗に持参すると、牛乳パック5枚で1ポイントのエコロジーポイントがつきます。また、マイバッグ等の買い物袋を持参してレジ袋を利用しない場合も1ポイントのエコロジーポイントがつきます。

牛乳パックの回収やマイバッグの利用促進のためにこの制度の情報の発信や関係機関との連携支援に努めます。

#### ②販売店等での資源回収の促進

牛乳パック、ペットボトルやトレイなどは、一部の販売店や公共施設等で回収しています。また、新聞も一部の販売店が回収しています。これらの資源物は市の一般収集に出される場合、一部が可燃・不燃ごみの中に混入し、適正な処理の妨げになるとともに、資源の分別やリサイクルには一定の費用がかかります。

買ったお店に持ち込み、事業者(販売者)がリサイクルすることは、市の処理費用の低減にもつながり、事業者にとっても拡大生産者責任の考えのもと環境に配慮した事業者という企業イメージの向上にもつながります。

販売店での資源回収を促進していくために、積極的に取り組む事業者の情報の発信、店舗での回収体制やさらなる回収の拡大等の支援に努めます。

#### 家庭系ごみの減量化・資源化:戻す(リターン)に関する活動内容

施策	活動内容
①くにたちカードの利用促進	制度の情報の発信
	関係団体との連携支援
②販売店等での資源回収の促進	積極的に取り組む事業者の情報の発信(重点項目)
	店舗での回収体制や回収の拡大等の支援(重点項目)

## 5)再生利用(リサイクル)

### ①分別の徹底

第4章の家庭系ごみの組成で触れたとおり、家庭系可燃ごみの中には紙類が36.6%占めており、そのうち13.8%がリサイクル可能なもので、7.7%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものが見受けられます。さらに0.3%の不燃物が含まれている状況にあります。

また、家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが18.6%、カレットが7.2%、アルミ類が1.0%含まれています。

特に可燃ごみの中に多く含まれている資源化できる紙類や排出区分がわかりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を始め、各種分別の徹底の促進に努めます。

また、資源雑紙の分別の意識付けのために、雑紙回収紙袋を作成し、月2回程度の駅頭周知や自治会を始めとした団体等へのミニ出前講座にて無料配布を行っており、引き続きこれらの啓発も積極的に進めます。

### ②集団回収の充実

紙類については、1990(平成2)年度から資源回収推進奨励金制度を開始し、2010(平成22)年度からは集団資源回収や販売店回収がない地域での資源物買取として個人からの新聞紙等の買い取りを行っています。

さらに、拡大生産者責任の観点から、新聞紙の販売店回収を奨励しています。

回収収集量は減少傾向にありますが、これは生活様式の変化に伴う紙類の使用が減少したのも要因の一つと考えられますが、一方で可燃ごみに混入している分は回収量の増加につなげられる可能性があります。

集団回収の水準を維持、拡充するため、集団回収の利点などの周知に努め、集団回収を利用する動機づくりと実施団体や回収業者との連携についても検討します。

### ③廃食用油回収の推進

廃食用油については、ごみ減量と資源化の促進、さらには油を流すことによる水環境等の影響や排水、下水道設備の詰まり等の防止の観点から、市役所、環境センター及びNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「とれたの」による団地内の拠点回収を行っており、回収した廃油はインク等として再生されています。

そのほか、1箇所の大規模集合住宅、市立学校給食センターにおいても独自の取組として回収、資源化事業が実施されています。

廃食用油の回収の水準を維持、拡充するため、今後、大規模集合住宅や事業所等に対して廃食用油回収の利点などの周知に努め、実施団体の拡充について努めます。

### 家庭系ごみの減量化・資源化:再生利用(リサイクル)に関する活動内容

施策	活動内容
①分別の徹底	分別などの啓発（重点項目）
	駅頭周知、ミニ出前講座による周知（重点項目）
②集団回収の充実	集団回収の利点などの周知（重点項目）
	個人からの買い取りの実施（重点項目）
	実施団体や回収業者との連携
③廃食用油回収の推進	廃食用油の回収水準の維持
	大規模集合住宅や事業所等に対する周知

## (2)事業系ごみの減量化・資源化

### ①事業系ごみの手数料の適正化

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが、廃棄物処理法により定められています。

国立市では 1998（平成 10）年度に条例により事業系ごみの全面有料化を実施し現在に至っています。今後ごみ処理には費用がかかるという認識を共有し、引き続き減量を推進していくため、事業系ごみの有料化を継続するとともに、手数料の適正化を図ります。

#### 処理手数料の見直しの検討

1日の平均排出量が 10 kg 以上の場合は、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理となります。

近年では、ごみ処理収支の見直しや受益者負担割合の適正化、ごみ排出量削減誘導などの観点から、手数料の見直しを図る自治体が増えています。

多摩地域の平均を下回っている料金設定の状況と中間処理として加入している多摩川衛生組合の構成市及び隣接市との比較においても低い料金設定のため、これらを参考にして均衡を図るなど適切な見直しを検討します。

#### 有料ごみ処理袋の見直しの検討

1日の平均排出量が 10 kg 未満の場合は、市の有料ごみ処理袋による市の収集ルートで処理する方法か、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理のどちらかの選択となっています。

有料ごみ処理袋による排出については、責任の明確化と、ごみの減量・資源化の促進を目的に、有料ごみ処理袋のごみ区分や排出方法、価格などについて見直しを検討します。

## ②啓発・指導の推進

### くにたちECOプロジェクト(5R)の促進

家庭系ごみと同様に、事業活動におけるグリーン購入の促進、修理修繕行動の促進、販売店等での資源回収の促進、分別の徹底などくにたちECOプロジェクトの促進を呼びかけます。

### 分別の徹底と適正排出の促進

クリーンセンター多摩川へ搬入されたごみを直接確認し、資源物の混入などを調べる搬入物検査を多摩川衛生組合と連携して継続的に実施し、分別徹底と適正排出の促進を呼びかけます。

### 排出指導の徹底

事業系一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg未満の店舗、事業者は有料ごみ処理袋の排出が可能です。少量排出事業者が家庭ごみとして市の収集に排出する場合も考えられ、ごみ排出量を押し上げる原因となる可能性があります。今後の事業系ごみ量の推移に留意し、その排出状況の把握に努めるとともに、排出指導を行うなどの施策を進めます。

市は、事業系一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg以上または臨時の排出量が100kg以上の事業者に対し、発生及び排出の抑制に関する計画の作成等を指示することができます。

また、事業用途に供する延床面積1,500㎡以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者の選任、廃棄物等の減量及び循環的な利用に関する計画を作成し、市に提出しなければならないこととなっています。これに違反している場合、市は、必要な措置をとるべき旨の勧告、公表、当該建築物から排出される事業系廃棄物の受け入れ拒否をすることができます。これらの計画内容を分析し、ごみ減量や資源化の個別の指導を徹底します。

## ③減量化・資源化の促進

### 食品リサイクルの促進

食品循環資源のリサイクルを促進するため、収集運搬許可業者を通じてごみの排出量が1日平均で10kg未満の店舗、事業者も含めた食品関連事業者に対して食品循環資源のリサイクルの促進を呼びかけます。

また、事業者によるフードバンクの活用、大型生ごみ処理機の導入など、事業者主体の資源化を推進するとともに、補助金制度についても検討します。

さらに、市役所地下食堂や市内の4園の公立保育園と市立学校給食センターにおいても独自の取組として食品循環資源のリサイクルを推進します。

## 紙類のリサイクルの促進

事業系一般廃棄物の主要な品目に紙ごみがあります。これまで事業所等で不要となった書類などの紙ごみは、多くはシュレッダーで裁断されごみとして焼却されてきました。

しかし、近年のリサイクル技術の向上で、細かく裁断された紙も溶解処理することにより資源化することが可能になりました。

事業所に対し、ごみの減量策とともにリサイクルの情報についても積極的に提供し、紙ごみの再資源化を促進します。

### ④市管理施設での減量施策の強化

市役所を始め公民館、福祉会館、市立小・中学校などもひとつの事業所です。一事業所としてごみの減量に取り組むとともに、他の事業所のモデルとなるよう、公共施設におけるごみ減量に努めます。そのためには、まず施設内にごみを持ち込まない、持ち込んだごみは持ち帰る、新聞などを持ってきた場合は持ち帰る、飲料容器は事業者が設置した専用回収箱に入れる、マイコップ持参の自動販売機の設置推奨や、事業活動に伴う書類等を削減するよう努めます。

また、庁内にごみ減量対策のための組織を設け、各施設での減量目標の設定やごみ減量チェックリストの作成と実施状況の確認などを行っていきます。

#### 事業系ごみの減量化・資源化に関する活動内容

施策	活動内容
①事業系ごみの手数料の適正化	処理手数料の見直しの検討（重点項目）
	有料ごみ処理袋の見直しの検討
②啓発・指導の推進	くにたちECOプロジェクトの促進の呼びかけ（重点項目）
	分別徹底と適正排出の促進の呼びかけ（重点項目）
	排出指導の徹底（重点項目）
③減量化・資源化の促進	食品リサイクルの促進の呼びかけ（重点項目）
	紙ごみの再資源化の促進啓発（重点項目）
④市管理施設での減量施策の強化	庁内ごみ減量対策組織による各施設での減量

## (3)収集・運搬

### ①効率的な収集体制の推進

現行のごみ・資源の収集運搬体制は次表のとおりですが、収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査を行い、必要に応じて収集頻度や区域割りの見直しを検討します。

### 現行の収集運搬体制

分別区分	収集方法	収集頻度等	収集主体
可燃ごみ	集積所から収集	週2回	委託収集
不燃ごみ			
プラスチック製容器包装		週1回 (同日収集)	
製品プラスチック			
有害物・危険物(蛍光管・電球、体温計、乾電池、ライターの4種別)		週1回 (同日収集)	
紙類(雑誌・本、ダンボール、牛乳パック、その他の紙、新聞紙の5種別)			
衣類		週1回	
ビン・ペットボトル、カン・スプレー缶の2種別			
せん定枝、葉・草	戸建住宅(戸別収集)	申込の都度	
粗大ごみ	集合住宅(集積所から収集)		

### ②収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、ごみ収集車や資源回収車による温室効果ガスの排出を抑制するため、低公害車の導入を継続し、環境負荷の削減に努めます。

### ③安全かつ安定的な収集体制の確保

収集体制は、ごみ、資源物ともに民間業者による委託収集を継続します。

収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが他のごみに混入していると、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ、資源の収集体制の確保に努めます。

### ④戸建住宅における収集方式の柔軟な対応

戸建住宅におけるごみの集積所については、原則として複数世帯で1箇所とし、当該複数世帯で協議して決めていただき、収集に問題がないいずれかの世帯の敷地と道路の境界付近に排出していただいています。

ごみの集積所に関しては、利用する周辺市民の方により管理されており、中には設置場所を巡るトラブル、ごみの散乱などによるまちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題も起きていますが、しっかり管理されている集積所も多数あり、さらに地域のコミュニティとして寄与している現状もあります。

従いまして、今後も集積所方式を維持するとともに、社会の高齢化によりごみ出しが困難になった家庭や新たに新規の戸建て住宅等で集積所を設けることが難しい場合には戸別による収集という柔軟な対応に努めます。

## ⑤ごみ出し困難者への支援の検討

高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、ごみ出しが困難な高齢者やしょうがいをお持ちの方に対する支援や援助を検討する必要があります。対象世帯の範囲や支援方法などについて、市の福祉関係部署と連携を深め、情報交換を重ねた上で検討を進めます。

### 循環型社会づくり・低炭素社会づくり:収集・運搬に関する活動内容

施策	活動内容
①効率的な収集体制の推進	収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査
②収集運搬による環境負荷の低減	低公害車の導入を継続
③安全かつ安定的な収集体制の確保	収集作業員への指導の実施 危険ごみの分別の徹底を周知（重点項目）
④戸建住宅における収集方式の柔軟な対応	集積所方式の採用が困難な場合の戸別収集の対応
⑤ごみ出し困難者への支援の検討	高齢者等ごみ出し困難者への支援の検討

## (4)中間処理

### ①適正な中間処理と安定的な管理運営

#### クリーンセンター多摩川

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。多摩川衛生組合及び他の構成の3市と協力しながら、ごみの適正な処理と施設の安定的で安全な運営に努め、環境保全対策及び発電と余熱利用を含め、適正な中間処理を維持します。

ごみの焼却熱を利用した発電は、クリーンセンター多摩川内の各種プラントの動力源や冷暖房、照明などに有効利用するとともに、電力会社に売却しています。さらに高温水導管により稲城市立病院などの施設に熱供給を行っており、余熱の有効利用を図っています。

#### 環境センター

事故等により施設の運転ができなくなった場合は、選別、破碎ほかの処理に支障をきたすので、環境センターの安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

### ②再資源化の推進

不燃ごみは、家電製品、金属、ガラス、陶磁器くず等に選別して、処分委託業者に引き渡し、リサイクルされています。

製品プラスチックは選別後に再生業者に売却し、リサイクルされています。

資源物であるびん、缶、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんと缶は再生事業者へ売却し、リサイクルされています。

その他のびんとペットボトルはプラスチック製容器包装ごみを加え、容器包装リサイクル法に則り、国の指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に引き渡しています。

有害ごみの乾電池、廃蛍光管等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し、リサイクルされています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋に引き渡し、リサイクルされています。

布団やせん定した枝葉については、再生業者へ売却し、リサイクルされています。

引き続き、再資源化の推進に努めるとともに、新たな再資源化の可能性も視野に置きながら、調査研究を進めます。

### ③中間処理施設の延命化

#### クリーンセンター多摩川

一般的な焼却施設の耐用年数は25～30年といわれている中で、稼働開始から15年以上を経過した多摩川衛生組合のごみ焼却処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

#### 環境センター

一般的な施設の耐用年数は20年といわれている中で、稼働開始から25年以上を経過した環境センターのごみ破碎処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

### ④処理困難物、感染症廃棄物等の適正処理の促進

市で処理できない困難物、法律等により回収が義務付けられているもの、家庭で発生する注射針などの感染性廃棄物については、処理ルートや引取先の周知などを徹底し、適正な処理の促進に努めます。

処理困難物等	処理方法等
バイク、バッテリー、タイヤ、コピー機、ピアノ、電気オルガン、金庫、消火器、ボウリングの球、発電機、溶接機、エアコンプレッサー、チェーンソー、水中ポンプ、モーター類、印刷機等の大型機械、レンガ、ブロック、石膏ボード、コンクリート片、ガレキ、石、砂、土等 その他、市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え、処理が困難と認められるもの	購入先の引き取り、または一般廃棄物収集運搬許可業者による処理
在宅医療の注射針等感染性廃棄物	医療機関、または薬局へ返却
家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法に基づく処理 購入先の引き取り、または一般廃棄物収集運搬許可業者による処理
パソコン(周辺機器を除く)	メーカー等の自主回収

## ⑤非常時における相互支援

環境センターやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。

また、国立市総合防災計画に基づくごみ臨時集積所の候補地の選定を始めとした（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルについて関係部署と連携を図り作成に向けての検討を進めます。

### 循環型社会づくり・低炭素社会づくり:中間処理に関する活動内容

施策	活動内容
①適正な中間処理と安定的な管理運営	クリーンセンター多摩川：適正な中間処理の維持
	クリーンセンター多摩川：余熱の再利用
	環境センター：安定操業の維持
	環境センター：各処理工程の効率化の検討
②再資源化の推進	環境センター：再資源化の推進
	環境センター：新たな再資源化の調査研究
③中間処理施設の延命化	延命化のための適正な施設更新などの調査
④処理困難物等の適正処理の促進	処理ルートや引取先の周知などの徹底（重点項目）
⑤非常時における相互支援	支援・連携による円滑なごみ処理事業の維持（重点項目）
	（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルの作成検討（重点項目）

## (5)最終処分

### ①焼却残灰排出量の削減

最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め25市1町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っています。

2006（平成18）年7月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組みも進んだこともあり、埋立はリサイクル化ができない不燃ごみのみとなりました。

なお、2010（平成22）年度からは国立市の埋立ごみの搬入はありませんが、焼却残灰はエコセメント化施設にて処理されていますので、ごみの減量を推進し、排出焼却残灰の削減に努めます。

また、東京たま広域資源循環組合との連携により、生産されたエコセメント製品の利用を促進します。

### 循環型社会づくり・低炭素社会づくり:最終処分に関する活動内容

施策	活動内容
① 焼却残灰排出量の削減	焼却残灰排出量の削減
	エコセメント製品の利用の促進

## (6)制度、施策の充実等

### ①市民・事業者との協働の推進

本基本計画の推進は行政のみではできません。様々な取組みにおいて市民や事業者の皆さんと連携、協力しながら進めていく必要があるため、協働による取組みを実践する体制づくりを推進します。

#### ごみ問題審議会

ごみ問題審議会は、一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分その他循環型社会の形成の推進に関する事項についての答申など、国立市の廃棄物事業の発展に大きな役割を果たしてきました。今後においてもごみ問題審議会の答申や提言を踏まえ、ごみ処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した廃棄物事業を展開していく必要があります。

#### 廃棄物減量等推進員活動の活性化

現在、国立市では、自治会や商店会からの推薦や公募市民による47名の廃棄物減量等推進員の皆様にご活躍いただいておりますが、主な活動は、「環境フェスタくにたち」や「レジ袋NOデー」などの市等が主催する各種イベントでの啓発活動の協力が主となっている状況にあります。

また、地域における推進員についての認識が薄いことから、市と推進員個人との活動になりがちな状況にあります。推進員参加で作成された記事の市報等への掲載、市と推進員による地域活動への参加（地域イベントでの「ミニごみ相談会」の実施など）や研修会の開催などを通じて積極的に情報提供を進めることによって、「地域に身近なごみの相談員」という存在になっていただけるような仕組みづくりを検討します。

廃棄物減量等推進員を、地域等におけるごみ減量の推進者のリーダーとして位置づけ、活動の活性化を検討します。

#### 廃棄物等管理責任者との協働

事業用途に供する延床面積1,500㎡以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者を選任し、その旨を市に提出しています。廃棄物等管理責任者をごみ減量の推進者として位置づけ、さらなる大規模建築物の減量を促進するための協働の仕組みづくりを検討します。

#### 市民グループ等との協働

国立市では、多くの市民組織がごみの減量やリサイクルの推進、まちの美化などの環境改善のための活動を行っています。マイバッグキャンペーン参加団体や堆肥化研究会などの既存団体との連携を図るとともに、市民の協働による減量、資源化を促進するために、活動する市民グループの支援や育成に努めます。

また、国立市美化推進協議会を始め自治会などが中心となった環境美化活動には、多くの市民が参加しています。

環境美化活動は、清掃に参加する市民の目がまちの安全と安心を見守るとともに、ポイ捨てや不法投棄の減少、ひいてはごみの減量にもつながる取り組みです。今後も、今までの実績と仕組みを活かし、その活動を紹介、支援するなどして環境美化活動を推進していきます。



ごみゼロ運動



クリーン多摩川国立

## 自治会等との協働

資源集団回収や減量活動などにおいて、主体となっている自治会との連携をさらに進めるとともに、新たな自治会や管理組合などの地域団体による資源集団回収を促進します。

ごみ減量の出前講座などあらゆる機会を捉えて資源集団回収の利点を周知し、団体数を拡充していきながら、安定的な資源回収が確保されるよう、回収業者の紹介などの実施団体の支援を行います。

## 事業者等との協働

マイバッグキャンペーンでは、これまでも小売店舗、市民との協働で実施しています。

小売店舗との連携を図るとともに、商工会等との連携も図りながら、過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励やレジ袋の有料化、資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる「ごみ減量協力店」としての参加などの協力を求めます。

## 市民・事業者との協働

本基本計画の各種施策を推進するにあたり、市民・事業者・市の三者による懇談会を開催するなどして、関わる主体が情報を共有し、基本計画の推進に向けて連携し合う場づくりを検討します。

## ②啓発の推進

### 広報の強化

現在、市のごみに関する情報は、市報くにたちや市ホームページ、ごみ出しメール発信、くにたち生活便利帳、配布パンフレットで周知しています。

2014（平成26）年度の市報では、清掃行政に関する記事は年間24回発行の内23回に55の記事を掲載しましたが、紙面の制約もあり十分とは言えない状況にあります。2014（平成26）年度に試験的に「くにたちごみ減量ニュース」としてごみ減量課発行のお知らせを全戸配布しました。引き続きごみ減量課発行のニュースを定期的に全戸配布する取組みを進めます。また、市ホームページでの情報発信の内容を精査し効果的な情報発信に努めます。さらに、転入者や高齢者等への対応を強化するとともに、市などから発信する情報等の伝達方法の改善を検討します。

### 大学生等を対象とした啓発の推進

国立市は、市内に大学を有することから、一人暮らしの方も多数います。市民としてのごみ出しのルールをよく理解せず、近隣とのトラブルになるケースがあります。生活者としての学生に向けて、オリエンテーション等を利用したごみの分別・減量等の啓発を行います。

また、卒業などの引越し時に排出される家具類のリユースへの呼びかけや、適正な処分方法についても啓発を行います。

## ③環境学習等の充実

### 施設見学会の実施

現在、国立市の「環境センター」、稲城市にある「クリーンセンター多摩川」、日の出町にある「二ツ塚処分場」を中心に施設見学会を行っています。

申し込みは、小・中学校や自治会等の団体が多く、ごみ処理現場の実態を見ていただくことでごみ減量への意識の向上を図っています。

さらに多くの市民・事業者の皆さんに参加していただくために、参加者の要望に沿った新たな見学先の確保や、夏休み時期の開催など参加しやすい状況の整備を行います。

なお、日の出町民と国立市民との相互理解を深め、日の出町の負担と協力のもとに実施している埋立や焼却残灰のエコセメント化事業の周知・啓発を図るため、最終処分場などの見学会や交流会などを行う「三多摩は一つなり交流事業」を、東京たま広域資源循環組合と連携し、推進します。

### 「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進

施設見学会だけでなく、ごみに関する出前講座「わくわく塾」やミニ出前講座を通して、ごみの分別の徹底とごみ減量の啓発を行います。直接お会いすることで分別やごみ

の出し方など、ごみ行政に関する市民の皆様の声を伺うことで連携を深め、施策への反映を図ります。

また、市職員がゲストティーチャーとして学校に訪問し、今後の循環型社会の担い手となる児童・生徒に対して、ごみ減量・リサイクル推進に関する環境学習の出前授業の実施についても積極的に働きかけていきます。

さらに、ごみ減量課が事務局の「環境フェスタくにたち」や地域のイベントで分別クイズやごみ減量クイズなど娯楽性のある催しを行うことにより、子どもからお年寄りまで、日ごろのごみに関する疑問を気軽に聞ける場の設定や、ごみに関する知識を楽しみながら認識していただけるような仕掛けづくりを行います。

#### ④拡大生産者責任の明確化

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通や販売等の各段階でのごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すために、他自治体や各種団体等と連携し、東京都や国へ要請を行います。あわせて事業者との定期的な情報交換関係の構築に努めます。

##### EPR（拡大生産者責任）

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

#### ⑤不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境をつくるのが大切です。不法投棄禁止看板の設置や提示などで抑止を図るとともに、発生した場合はそのまま放置しておくとしらなる不法投棄につながるおそれがあるため、警察と協力して迅速な対応を進めます。きれいな場所には、不法投棄をしにくい環境を保持するとともに、特に、不法投棄が多い地域については、不法投棄の発生状況などの情報を発信するなどして、地域と連携し不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。

#### ⑥資源物の持ち去り対策の推進

古紙持ち去り行為の被害は、行政回収だけではなく市民団体が運営している集団回収まで及んできており、地域によっては3割程度が持ち去られている現状もあると聞いています。そのため、市民、行政、回収業者の信頼関係を損なうような事態を招いており、社会的な問題となっています。持ち去りが市民の目前で起きているということは地域の安全、安心な生活を脅かすことにもつながり、多大な不安を与えているおそれもあります。

パトロールを実施するなど対応はしているものの、被害は後を絶たないため、持ち去り禁止条例などを制定して対応の強化に努めます。

### 制度、施策の充実等に関する活動内容

施策	活動内容
①市民・事業者との協働の推進	協働による取組みを実践する体制づくりの推進 ごみ問題審議会 廃棄物減量等推進員活動の活性化（重点項目） 廃棄物等管理責任者との協働（重点項目） 市民グループ等との協働 自治会等との協働 事業者等との協働 市民・事業者との協働（重点項目）
②啓発の推進	広報の強化（重点項目） 大学生等を対象とした啓発の推進（重点項目）
③環境学習等の充実	施設見学会の実施 「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進
④拡大生産者責任の明確化	東京都や国への要請 事業者との定期的な情報交換関係の構築
⑤不法投棄対策の推進	不法投棄をさせない環境づくり
⑥資源物の持ち去り対策の推進	禁止条例などの制定についての検討（重点項目）

### ⑦家庭ごみの有料化

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町の住民等の方々に負担をおかけしている状況にあります。これまで様々な取組みを展開し、市民の皆様にはご理解とご協力をいただいているところではありますが、先行して家庭ごみを有料化している多摩地域各市と比べると、ごみの減量の成果は大きく後れを取り、このことは環境負荷の増大のみならず現在および将来的な処理費用の増大を招くものでもあります。

また、本来受益者負担の原則が適用されるべき種類の行政サービスなのに、ごみを減らす努力をしている市民が報われないという不公平が生じています。

中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民等の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみの発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取り組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなければならない状況といえます。

多摩地域で多くの市が実施している「家庭ごみの有料化」は、ごみ減量・リサイクル推進への誘因の提供、環境問題・ごみ問題・適正排出への関心の高まり、さらに、ごみ減量による処理経費の削減は、より地球にやさしい環境施策の展開に寄与するものであると同時に排出者の責任を明確にするための施策として有効です。

ごみの減量による環境負荷の低減の取組みは、一つの市にとどまらず都道府県、国全体、ひいては地球に対しての私たちの義務であり、現在、人々の営みが地球環境に与えている負荷を考えるとやはり一刻の猶予もないことは明白です。

現状では、市民のごみに対する意識やごみ発生抑制の努力の成果が見えにくい中、「家庭ごみの有料化」は、排出者である市民が、自らの取組みを目に見える形で実感できる有効な施策であり、積極的に取り組みます。

「家庭ごみの有料化」の実施にあたっては、第9期ごみ問題審議会からの「家庭ごみ有料化の制度設計について」の答申に留意して推進することとします。

なお家庭ごみの有料化は市民に新たな金銭的負担を求める施策であるため、市民の

理解が得られるよう、手数料収入はごみの適正処理・減量化・資源化等を目的とした清掃関連事業に特定した財源として取り扱い、またその用途について分かりやすく公開していきます。



## (2)し尿及び汚泥処理の現状

2006（平成18）年度から2013（平成25）年度までにおける水洗化の進捗状況とし尿汲み取り及び単独浄化槽世帯数の推移を次に示します。

2013（平成25）年度現在の水洗化率は98.09%に達しており、し尿汲み取り及び単独浄化槽世帯の割合は1.91%です。

2013（平成25）年度現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は227.7kℓ となっており、年々収集量は減少しています。

### 水洗化の進捗状況（道路下水道課資料）

単位：人（各年3月現在）

年度	2006 平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	2010 平成 22	平成 23	平成 24	2013 平成 25	平成 26
人 口	73,563	73,803	74,251	74,329	74,432	74,265	74,381	74,303	74,520
水洗化人口	71,682	71,916	72,534	72,664	72,876	72,756	72,890	72,887	73,138
未改造人口	1,881	1,887	1,717	1,665	1,556	1,509	1,491	1,416	1,412
水洗化率	97.44%	97.44%	97.68%	97.76%	97.91%	97.97%	98.00%	98.09%	98.1%

※水洗化人口：生放流家屋人口

※未改造人口：生放流未改造家屋人口

※水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

### 下水道接続率（家屋）の進捗状況（道路下水道課資料）

単位：人（各年3月31日現在）

年度	2006 平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	2010 平成 22	平成 23	平成 24	2013 平成 25	平成 26
下水道接続率	99.4%	99.5%	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%

### 単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯数

単位：世帯（各年4月1日現在）

年度	2006 平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	2010 平成 22	平成 23	平成 24	2013 平成 25	平成 26
し尿汲み取り世帯	130	113	102	80	60	59	50	45	41
単独処理浄化槽世帯	749	707	698	666	558	631	687	664	637
計	879	820	800	746	618	690	737	709	678

### し尿及び浄化槽汚泥の収集量

単位：kℓ

年度	2006 平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	2010 平成 22	平成 23	平成 24	2013 平成 25	平成 26
し 尿	367.9	337.0	338.8	267.5	222.0	224.0	205.8	187.2	203.4
浄化槽汚泥	207.8	105.0	42.9	110.3	35.3	27.5	44.6	40.5	46.5
計	575.7	442.0	381.7	377.8	257.3	251.5	250.4	227.7	249.9

## (3)収集・運搬の現状

し尿汲み取り世帯のし尿は、委託業者により定期又は臨時（申込み）にて収集を行っています。

単独浄化槽の汚泥は、市の許可業者に直接申し込むことにより、収集を行います。

### 収集・運搬の現状

種類	区分	収集運搬体制	収集頻度
し尿	一般家庭	委託業者	月1回から 随時
	事業所等		
浄化槽汚泥	一般家庭	許可業者	随時
	事業所等		

## 2. し尿及び汚泥処理量の予測

し尿及び汚泥処理量は、公共下水道の整備に伴いこれまでの経緯からも、いずれも減少傾向で推移していくものと予想することができます。

### し尿及び汚泥処理量の予測

	2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
し尿及び汚泥処理量	227.7Kℓ	163.5Kℓ以下	115.6Kℓ以下

### 水洗化人口の予測

単位：人

	2013（平成25）年度実績	2020（平成32）年度	2025（平成37）年度
人口	74,303	74,800	74,173
水洗化人口	72,887	73,783	73,454
未改造人口	1,416	1,017	719
水洗化率	98.09%	98.64%	99.03%

※水洗化人口：生放流家屋人口

※未改造人口：生放流未改造家屋人口

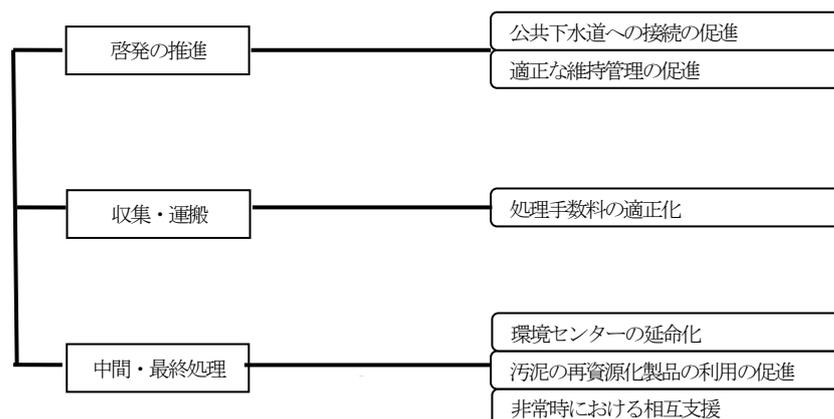
※水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

## 3. し尿及び汚泥処理量の目標

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%の水洗化を目指し、すべて下水道で処理することを目標とします。

## 4. 施策の体系

目標を具現化していくために施策の体系を設けます。



## 5. 具体的な施策

### (1)啓発の推進

#### ①公共下水道への接続の促進

公共下水道（污水）供用区域内においては、下水道への接続義務が下水道法に規定されています。広報活動を通じて下水道への速やかな接続の協力をお願い、公共下水道への接続の促進に努めます。

#### ②適正な維持管理の促進

天ぷら油、サラダ油などの食用廃油を下水道に流さないなど、下水道を使用する際のマナーや注意点についてと、浄化槽は浄化槽法により義務付けられている法定点検や年1回以上の清掃などの必要性について、広報活動を通じて、適正な維持管理の促進に努めます。

### (2)収集・運搬

#### ①処理手数料の適正化

本市の事業系廃棄物に限るし尿及び雑排水の手数料は、多摩地域で一番低い料金設定の状況であるため、これらを参考にして均衡を図るなど適切な見直しを検討します。

### (3)中間・最終処理

#### ①環境センターの延命化

一般的な施設の耐用年数は20年といわれている中で、稼働開始から25年以上を経過した環境センターの希釈処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

#### ②汚泥の再資源化製品の利用の促進

市の下水道に集められた汚水は、東京都の北多摩二号水再生センターと立川市錦町下水道処理場で処理を行います。

東京都では汚泥を焼却し、汚泥焼却灰はセメントや軽量骨材の原料として活用、焼却灰を粉碎して粒径を均一化した粒度調整灰の製造、石炭の代替燃料となる炭化物の製造などの資源化を促進しています。

粒度調整灰は、ヒューム管、マンホール、ボックスカルバートなどのコンクリート二次製品の原料として活用されているため、東京都と協力してこれら資源化製品の利用を促進します。

### ③非常時における相互支援

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書に基づく災害時し尿搬入・受入訓練の継続実施を始め、本市における非常事態時や他市のし尿処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なし尿及び汚泥処理事業を維持できるよう努めます。

また、国立市総合防災計画に基づく（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルについて関係部署と連携を図り作成に向けての検討を進めます。

#### 生活排水処理基本計画に関する活動内容

	施策	活動内容
啓発の推進	①公共下水道への接続の促進	広報活動の実施
	②適正な維持管理の促進	広報活動の実施
収集・運搬	①処理手数料の適正化	事業系処理手数料の見直しの検討
中間・最終処理	①環境センターの延命化	延命化のための適切な施設更新などの調査
	②汚泥の再資源化製品の利用の促進	汚泥の再資源化製品の利用の促進
	③非常時における相互支援	支援・連携による円滑なし尿処理事業の維持（重点項目） （仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルの作成検討（重点項目）

## 第9章 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、計画期間の各年度終了後、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。

### 1. PDCA サイクルによる計画の進行管理

